

第六十三回国会 大蔵委員会 議録 第九号

昭和四十五年三月六日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 広瀬 秀吉君

理事 永末 英一君

木野 晴夫君

木村武千代君

地崎宇三郎君

中川 俊思君

中山 利生君

原田 憲君

松本 十郎君

山下 徳夫君

阿部 助哉君

堀 昌雄君

貝沼 次郎君

春日 一幸君

小林 政子君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 越夫君

出席政府委員

人事院事務総局 尾崎 朝夷君

給与局長 中川 一郎君

大蔵政務次官 大蔵省主計局長 竹内 道雄君

大蔵省主計局長 大蔵省主税局長 細見 卓君

大蔵省関税局長 大蔵省理財局長 上林 英男君

大蔵省銀行局長 大蔵省国際金融局長 岩尾 一君

近藤 道生君

奥村 輝之君

委員外の出席者

第一類第五号

大蔵委員会議録第九号

昭和四十五年三月六日

大蔵大臣官房審議官 平井 迪郎君
国税庁直税部長 佐藤 健司君
大蔵委員会調査室長 坂井 光三君

委員の異動

三月六日

辞任

奥田 敬和君

坂元 親男君

同日

辞任

中山 利生君

山下 徳夫君

補欠選任

中山 利生君

山下 徳夫君

補欠選任

奥田 敬和君

坂元 親男君

三月五日

現物給与中食事に關する免税点引上げに關する請願(塚本三郎君紹介)(第八五四号)

自動車新税創設反対に關する請願(永山忠則君外五名紹介)(第八五五号)

同(村上信二郎君紹介)(第八五六号)

同(青柳盛雄君紹介)(第八八二号)

同(浦井洋君紹介)(第八八三号)

同(小林政子君紹介)(第八八四号)

同(田代文久君紹介)(第八八五号)

同(谷口善太郎君紹介)(第八八六号)

同(津川武一君紹介)(第八八七号)

同(寺前巖君紹介)(第八八八号)

同(土橋一吉君紹介)(第八八九号)

同(林百郎君紹介)(第八九〇号)

同(東中光雄君紹介)(第八九一号)

同(不破哲三君紹介)(第八九二号)

同(松本善明君紹介)(第八九三号)

同(山原健二郎君紹介)(第八九四号)

同(米原昶君紹介)(第八九五号)

同日の會議に付した案件

昭和四十五年度の税制改正に關する暫定措置法案(内閣提出第一二二号)

國の會計に關する件

税制に關する件

金融に關する件

○毛利委員長

これより會議を開きます。昭和四十五年度の税制改正に關する暫定措置法案を議題といたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 私は、きょうは所得税法の第二条第一項第三十三号、この控除配偶者の定義の問題につきまして、若干質問をいたしたいと思つております。これは、私がしばしば取り上げてまいりました家庭の主婦の内職収入に対し、現行の課税が適当であるかどうかというに關連をしてお尋ねをしたいと思つております。

この規定によりますと、「控除対象配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするものうち、次に掲げる者をいう」ということで、「合計所得金額のない者」「その所得の全部が給与所得等である者で、その合計所得金額が十万円以下であるもの」「給与所得等以外の所得を有する者」で、その合計所得金額が五万円以下(その者が給与所得等を有する場合には、五万円から合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した金額を五万円に加算した金額以下)であるもの、こういう規定が定められておるのでありますけれども、こういうふうに金額を定義

した根拠といひますか理由といひますか、それを初めに明らかにしていただきまして、それから質問を展開していきたいと思つますから、その定義の根拠についてまず御説明をいただきたいと思つます。

○細見政府委員

本来、税法の上で扶養控除ないし配偶者控除という控除を設けますというのは、その家族について収入がない、したがってその人たちが含めた家族における生活費というものは収入稼得者の負担になるということで配偶者控除を設けておるわけでありまして、したがって、一定の収入がある方は配偶者控除あるいは扶養控除にならないというのには理の当然であらうかと思つます。

そこで、どの辺までの者を——一文でも収入があつたら扶養控除なり配偶者控除なりの適用をしないといふことも、これは現実的でありませぬので、いわば少額不追及と申しますか、小さなものまではあさり出さないといふことで、いま申し上げたような所得限度というのを設けて、その場合も資産によって収入のある方、自分の働きの収入を得ておられる方との間に区別があつたほうがよからうといふことで、昭和四十二年までは両方一律に五万円であつたわけでありまして、それを四十二年の改正で一挙に倍額の十万円にして——まあ十万円といふのは必ずしも少額といふことに該當するかどうか問題ではあります、少額不追及という思想が貫ける限度として十万円を考えたわけでありまして。

○平林委員

ただいまのようなことでこの定義が行なわれておるといふお話であります。それでは国税庁——国税庁いなければ大蔵省でもけっこうですが、もし給与所得等のものであつて十万円をこえるものであれば、税務署に対してはどういう措置をとらなければならないか。

○細見政府委員 御承知のように申告納税でありますから、給与所得者といえども年末に扶養家族の届けはしていただくわけでありますが、その扶養家族の届けを出していただくときに、配偶者及び扶養親族についてどういふ収入が——いまの十

万円というのは所得で十万円でございますから、したがって収入に換算すれば二十二万五千円であるわけですが、二十二万五千円以上の収入のある方は、申告納税の本旨にのっとり、扶養控除あるいは配偶者控除の資格者としては申告をしないという形で税務署に届けていただくわけであり

○平林委員 十万円をこえれば税務署に申告を要する、こういうことでありませう。いま、職場に出れば二十二万五千円というのは、いろいろな控除がありまして収入としては二十二万五千円。しかし家庭内において内職をした場合はどうなるか。

○細見政府委員 先ほど私の説明、まさかたようでありまして、申告は要らないわけでありまして、扶養控除あるいは配偶者控除の資格者として税務署へ申し出る、いわゆる源泉徴収義務者に届け出る、その届け出のときにその名前を落としていただくというので、幾らの所得があつたかどうかというの、これはもう申告納税でありますから、内職であろうと給与の場合であろうと、御本人で良心に従つて御判断願うということであり

○平林委員 いずれにしても、配偶者控除の適用を受けたという申請からはその良心に従つては

私、いまお尋ねをいたしましたのは、職場に出した場合はいろいろな控除があるから二十二万五千円になる、しかし家庭内において内職をした場合はどうかという質問をしていくわけですね。

○細見政府委員 給与所得になるような形態の内職もございませう。それから事業といひますか、請負で、給与所得というカテゴリーに入らない形の収入もあろうと思ひます。その区別は、それぞれ

の所得といひますか、雇用なりあるいは契約の内容によつてさまざまを得ないので、給与といひますか、雇用関係がないときには給与所得とはなりにくいと思ひますので、その場合には十万円に

○平林委員 おっしゃるとおりであります。すなわち、内職等につきましては十万円、良心に従つて申告をしなければならぬ。すなわち、配偶者控除の適用は自分を受けられることができないといふこと、その名前を落とさねばならない、こういうことになるわけでありませう。これまでも、私はこの法律第二十条第三十三号の定義について

さてそこで、私は、この配偶者控除の定義を現状に即して是正をすべきである、こういう問題をただいまから提起をいたしたいわけでありませう。私は、ここに掲げておる十万円というのは、最近の経済事情から見ても再検討の必要があると思ひ

おるわけでありまして、この問題を政府において十分検討をしてもらいたいということから、以下若干の質問をいたします。

大体私は基本的に、家庭の主婦の内職収入にまで課税をしよう——まあ課税はともかくとして、配偶者控除を十万円をこえたら削つていこうという基本的な態度は徴税行政として妥当であるかどうか。政府が、もう十万円をこえたら配偶者控除は適用しませんよという行政態度が庶民のために

政治であるかどうか、こういう反省を求めたいと思つておるのではありません。内職、内職といひますともいろいろな分類があるわけでありまして、私は、政治というの、事ごまかく、そうした庶民の生活態様についてまで思ひをいたしてものを考えることが必要かと思つておるわけでありませう。

も、あるいはこの規定を直接担当しております大蔵省でも、一休現在家庭の主婦がどういふような内職をやつておるであろうかという点についてはどの程度の御認識をお持ちであるか、ちょっとお伺ひしてみたいと思ひます。

○細見政府委員 どの程度といわれますとかなかなかむずかしいのでありますが、いろいろな調査、たとえば東京都の労働局の調べでありますとか、そのほかの統計類につきましては、われわれなりに検討をいたしておるわけでございます。

○平林委員 いまお話があつたとおり、この問題で比較的主な調査をされておるのは東京都の労働局の資料があるわけでありまして、私もこれを御紹介してどういふ内職世帯があるかという

ことを御紹介してみますと、現在東京都において内職世帯と呼ばれるものが大体四十八万世帯、関連世帯を含めると七十万世帯、東京都の世帯数は

三百五十六万世帯と見られますから、おおよそ五世帯に一世帯の割合で、何らかの形で内職に關連する家庭があるというの調査結果にあらわれて

いる数字であります。もちろん私は、おそろく、うちで内職をやつておるというふうなことに

ては世間でもいろいろあるし——このごろは内職をする目的が従来の觀念とはや違つたところがありませうから、そんなないしよにするというふうな傾向が強いといへませんけれども、あまり宣伝するほどのことでもないという事情から考へてみま

す、あるいは表にあらわれたこの数字よりも多いのではないかと。五世帯に一世帯というよりは、むしろ四世帯に一世帯ぐらいの割合であるかもしれぬというふうな推定をしておるわけでありませう。

そして、どういふ内職があるかということ、一応表にあらわれた調査によりますと、比較的多いのが洋裁の内職、和裁の内職、編みもの内職、それから紙製品の加工内職、包装の荷づくり内職、玩具や遊戯品加工内職、電気機械器具加工内職、こんなの調査の結果では比較的数が多い数字にあらわれておるわけですね。もちろん、われわれが

ふだん選挙区で承知しておる中には、刺しゅうをやつたりあるいは造花をやつたりするよう

この点は、私どもはこの十万円の問題を考へる場合にも頭の中に入れて、ひとつ皆さんにも検討してもらいたいと思つておるわけでありませう。そこでもう一つ、事態を明らかにするために、それではこれらの内職収入でどのぐらいの月収があるかという点については、大蔵省当局では東京都の調査も参考にしておるといふお話です。から、ひとつ御紹介をさせていただきますと思ひ

○細見政府委員 ただいま申し上げました統計によりますと、月平均が八千円余りになっておる

○平林委員 月平均八千円ということ、年間にしては九万六千円、すなわちここに規定してある十万円にすれすれである。この東京都の調査は昭和四十三年度の調査でありませうから、昭和四十五年になりますとそれぞれ加工賃が高くなつておるから、すなわち平均八千円の水

準はこれまで以上に高くなつておるとみなすのが妥当ではないかと。こう考へますと、すでに現状におきましては平均八千円をこえてこの十万円をこえておる、こういう家庭が多いということが容易に予測できる。これはまた庶民の生活を考へた

場合の常識であるかと考へておるわけでありませう。したがつて、先ほどのでんによれば、これらの人はことごとく配偶者控除の適用をみずから除外するように、良心的に申告せねばならぬ立場に

相なる。

さて、八千円とおっしゃつたけれども、平均でありますから、さらにそのうち八千円をこえるものがどのくらいあるかというふうな調査があるわけでありませう。平均八千円のうち、八千円以内の人あるいはそれをこえるもの、こういうものの調査をしてみますと、四四％の人が八千円をこえておる。つまり、内職収入でも、その収入は少ない

人と平均をいたしますから八千円に額が下がるのでありますけれども、しかしそれをこえる人が四四％、すなわち半ばに達しつゝある。このことから考へますと、この規定の十万円というのは、

せつかく現実に即してという気持がありながら、現実はおこるということになるわけでありませう。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕

私はそのことから考えますと、この十万円という金額そのものに対して再検討する必要があるという提言をしておるのでありますけれども、大蔵省としてはいかがでしょうか。

○細見政府委員 いま申し上げております月平均収入八千円というのは、実は収入の形態が明らかになされておられませんので確たることは言えないわけでありまして、いわゆる賃金のような形で支払われておるものでありますれば、先ほど申し上げましたようにその限度は二十二万五千円というところになるわけでありまして、もし請負式になっておるのでありますれば、御承知のように事業に伴います事業の諸経費というのがあるわけでありまして、手取りの収入というものは、いろいろ事業上の経費、先般支給所得者の経費論もたびたび出てまいるわけでありまして、事業所得については経費というものがあつて、必要なものはそれでまかなわれていくというので、手取りとして考えましたときにはそれは実態を必ずしもつまびらかにいたしておりませんので断定的なこととは申し上げかねますが、十万円というものが先ほど先生が言われているような形ではみ出しておるか、というのを断定するのはいかがかと考えております。

○平林委員 私は具体的な資料を提示して、実態は八千円をこえるものが四四％に達するということを言いました。あなたはその実情は確かでない、そしてそれをこえるものがどれだけあるかわからない、こういうおっしゃり方をしたわけでありまして、どうもむしろそれはあなたのほうに根拠が薄い。私は十万円については現実に即して検討すべきであると提言しておるわけでありまして、あなたのほうでその必要がないというならば、その必要のない根拠を文書でひとつ提言をしてもらいたい。文書を提出しないならば、私は内閣総理大臣に質問書を提出して閣議で検討し

てもらふ、そのくらいの気がまえでこの問題には臨んでおるわけですか。どういう根拠であるか。それならば文書でお出しただけで、それとも私の提言について、ひとつ誠意をもって検討してみようという答えを出すか、どちらかひとつ答えてもらいたい。

○細見政府委員 文書とおっしゃれば文書で差し上げないこともないわけでありまして、まあ実態が必ずしも明らかでないこの種の統計をもとにいたしまして、あまり理屈っぽい議論をいたしてもいかがかと思ひますので、われわれも実態の検討、そのこともいたさないと申すわけじゃありません。ただこれは、前の国会で大臣も答えておられますように、東京都の調査でございますが、御承知のように所得税と申すものは全国的な標準的なものをとらえてものを考えることにいたしておりますので、全国的にこの統計をどういう形でも、技術的にまだいろいろの問題もございまして、そういうことを含めて検討いたすことにはやぶさかでないと思ひますが、いまおっしゃるような意味で、十万円が非常に不公平といふか、非常に現実離れをした限度になっておると思ひつゝ、四十二年に五万円のものも十万円に上げた経緯その他から考えまして、私どもはまだ若干その辺につきましても検討を要する事項でないかと思ひております。

○平林委員 まだすなおに検討すると答えてないからさらにお尋ねをいたします。それで給与所得以外の所得を有する者で、その会計所得金額が五万円以下というものは、給与所得十万円に比較してみても現実に四十二年に五万円から十万円に倍額にした、したというけれども、それから物価上昇その他を考慮すれば、私は、いろいろな配偶者の控除とか基礎控除額を年々税制改正のつど引き上げるような気持で、やはり少額不追及の水準というのにも引き上げるという考え方を行政上とするのが現実に即した態度であるかと

考えておるのでありますけれども、あなたはまた十万円というのに固執しておられる。配当の場合におきましては一銘柄について五万円、幾銘柄あつてもその配当の銘柄が違えば一銘柄五万円以下は申告を要しないというよりな政治と比べてみて、この場合まだあなたはやはり十万円に固執をされますか。これを固執をしないで検討するといふならば、私これでこの問題の質問は終わるのでありますけれども、やはり十万円を固執してそれで検討するといふのは話が進みませんから、いまの配当控除等の姿から見てもこれはやはり検討を要するものだと、ひとつすなおに心がまえを進めてもらいたいと思ひますが、いかがでありますか。

○細見政府委員 配当のことは、申し上げるまでもなく五万円以下は申告不要ということになっておられますが、このものにつきましては一五％で源泉徴収税がかつており、現行法のもとにございましては配当控除が一五％あるわけでありまして、その意味では三〇％の税がすでにかかつておるわけでありまして、そういう意味で、課税されておられないという話ではない。ただ、いわば、先生言われるように、一銘柄五万円でありまして、銘柄柄がたくさんあり得るといふことは、そういう制度になっておることは事実であります。

この十万円の話は、そういう資産所得とのバランスがございまして、もう一方、独身者が給与所得控除といふか、単独世帯として働いておられます場合の課税最低限は、御承知のように三十四万二千円ばかりになるわけでありまして、これをもし、配偶者控除を認めながらその十万円という金額を漸次引き上げていくということにいたしましたものと、つまりその収入金額と配偶者控除、合わせたものが控除になるという理屈になるわけであり、もう全額十八万までだということにいたしますと結果は四十五万円というふうなことになるので、そつちのバランスも出てくるわけでありまして、税法と申しますのは、もう御承知のとおり、あつち立てればこつち立たずで、バランスをとって検討させて

いただきたいと思ひます。

○平林委員 バランスをとるなら、いま言いました配当控除とのバランスを考えれば、この一つだけとらえても十万円というのはいくらも考慮さねばならぬかなというふうになる。まあ、あまりあなたを責めると、こゝでございましては、あなただけからこの程度にいたしますが、しかし気持としては、この問題はひとつ十分検討すべきである。どうですか、ひとつ政務次官。

○中川政府委員 平林委員のおっしゃる気持ちは、われわれ政治家であります者にとつては同じ感じがいたします。したがつて、今後大いに検討しなければいけません。ただ、他とのバランスがこれまた大事でありますから、その辺はひとつ慎重に配慮しつつ前向きで検討すべきである、このように思ひます。

○平林委員 そこで私はパートタイムの問題について、少し話をふえんをしてみたいと思ひのであります。いま主として内職の関連世帯について問題を提起しましたが、パートの場合、同じように控除配偶者の定義は、ただいまの規定によりましていろいろな控除がありますから二十二万五千円ということになっておりました、同じ立場であることは間違ひありません。

そこで、最近パートタイムが非常に多くなつてくる傾向にある。そのパートタイムの中に占める男女の構成からいいますと、九八％が女子。国税庁にもし調べがあれば、いまの課税対象者の中でどの程度パートタイムがあるかということをお私に聞きたいのですが、おそろく調査結果はないでしょうか。また大蔵省にお尋ねをしても、課税対象者の独身者の中で家庭の主婦がどれくらい占めておるかという調査もおそろくないでしょうか。どちらでもないはずであります。しかし傾向的に見ますと、最近の雇用形態というものがパートタイムとして登場いたしましたのは昭和二十九年ごろからでありまして、最近は非常に進出が激しい。東京都の例を見ますと、四十二年の月平均

の登録者数が二万九百一名であります。ただしこれは東京都のパートタイマーの労働市場を形成する絶対数ではありません。一定の期間を経ての登録をされたパートタイマーの数であります。これは縁故とか広告を通じて就職する者がかなりありと判断をされますから、絶対数ではない。逆に、それぞれの中小企業関係から求人人数としてパートタイマーがほしいということの延べ人数を資料で検討しますと、昭和四十二年に二十一万八千六百二十六人出ておるわけでありまして、つまり最近の企業におきましては、人間が足りないことと、そして今日のいろいろな仕事をするために人手不足を解決する、そういうことと相まって、パートタイマーの進出というものはこれから私は時代的な要請だと思っております。同時に、今日の人手不足を解決する施策として、このパートタイマーの状態というものはもっと真剣に検討すべきものである。そして打つべきものがあるならば積極的にお手の手を打つという考え方がなければならぬ、私はこう思っておるわけでありまして。

ところが、こうした時代的な傾向、また積極的にとるべき施策の必要性を識者は感じながら、税制上はそれを閉ざしておる。そこに問題がある。それをなぞ積極的に解決するような努力をしないのか。もちろん税の問題だけではありません。たとえて言うと、子供を預かるような保育所施設をつくるということでも、人手不足、人手不足ということでお悩んでおる現在の企業の問題を解決する道になるかもしれない。政府が積極的に子供を預かる場所をつくるという措置は、一面社会保障であるが、同時にそうした人手不足を解決する施策にも相なる。同時に税の面についての改善策もそういう措置の一環として考えられるべきものではないか。私はこれは政府自身が積極的に考えるべき問題点であると思っております。ところがここに頭の固い大蔵省がおりまして閉ざしておるというところは、まことに遺憾といわなければならぬ。その代表として主税局長を当てるわけではありませぬけれども、ひとつそういうことを前提に

してちょっとお尋ねをしたい。

大体パートタイマーとして家庭の主婦が職場に進出した場合には、二十二万五千円が限度額になっておることは先ほどのとおりであります。これは雇用形態によって違いますが、もしかりに若干でもボーナスをもらえるところだとして、一六六千円、二カ月前のボーナスというふうなことになるわけですが、これも同じように税務署に対する申告義務が生まれ、申告すると世帯主である主人の職場では配偶者控除の適用を受けられないことになるわけでありまして、これは、この問題も小さなことのように見えて、ただいま申し上げました前提から思いをいたすならば、真剣に取り組まなければならぬ問題だと思つて提起しておるわけでありまして、配偶者控除が削られるわけですね。局長、大体家庭の主婦が職場に進出するような世帯を調べてみますと、平均月収大体五、六万円のところが多いいです。これは昭和四十三年の調査です。もちろん、もつと月収のあるところの主婦が職場に進出する例もないわけではありませぬけれども、このときの調査結果では、大体五、六万円のサラリーマンの家庭の主婦が職場進出の割合が多いという結果があらわれてきておるわけでありまして。

そこで、大体五、六万円の家庭、配偶者控除の適用を受けないところの税金がふえる試算になりますか。めこの勘定でもよろしいですけれども、感じのところをおっしゃっていただきました。
○細見政府委員 詳しく調べて、間違つておればあとで訂正いたしますが、大体税率が一〇%前後じゃないかと思つたので、一万八千円ないし二万円足らずということになるのではないかと思つておる。私は、これはもう少し個々の問題についてどのくらいになるだろうかという真剣な検討を願いたいと思つておるわけですね。いまお話しになった一万八千円ないし二万円というのは税制改正によつての話ではないかと思つたので、私の試

算ではやはり二万円から三万円くらいの税負担がふえるということになっております。これはこまかく数字をあげて試算してみても、私はこういう家庭が非常に多いことにかんがみ、もつとその人の気持ちになつて考えるというのが必要だと思つたのです。われわれは国会議員でありますから、予算書をいじるときには五兆何千億円というふうなことで議論したり、何千億円の単位でものを考えますけれども、実際の国民の生活を考えるときこれが重大なことになるわけですね。ただ国民一人一人の生活を考えるのでなくて、国家的に見ても重要な問題を示唆しておるわけでありまして、これを真剣に自分の身になって考えるという態度でやつてもらいたい。だから私は、こまかい質問だけれどもこんなことを質問しているわけですね。どうかひとつそういう気持ちで一緒に考えてもらいたいと思つたので。

さてそこで、現行の場合に二十二万五千円をこえた場合、たとえば二十二万六千円になつた場合、配偶者控除は現行十七万円、改正によつて十八万円、その恩恵を——恩恵といいますが、その措置を受けることができなくなり、そのために税金は、主税局長のお話では一万八千円から二万円、私の指摘では二万円から三万円、ケースによつて違いますが、その税金がふえる。わずか千円ふえたために、税金はだんなさんのほうで二万円から三万円ふえるということとは不合理じゃないだろうか。こういうことを考えますと、この点についてどういふお考えを持っておるか、ひとつ大蔵省の見解をおっしゃっていただきたいと思つたので。
○細見政府委員 免税点と申しますか、少額不追及といいますが、一定金額以下は税制上取り上げないというやり方をいたしますと、その金額が幾らでありましてもその金額を境にして大きな差ができる。したがつて、御承知のように、かつては所得税におきましても免税点というふうな考え方があったのが、総合的な累進負担を求める税制においては基礎控除——免税点じゃなくて基礎控除

というやり方になつたわけでありまして。したがって、この配偶者控除を受けておる人たちのその他の所得の大小に応じて差異を設けるというやり方、かつて青色申告の専従者についてそういう非常に税制を複雑にしてわかりにくいというふうな話で、それではむしろ少額不追及というふうな概念で税制を立て直したほうがよからうというのが現状になって、そのときには金額一本であつたわけですが、それもまたやはりその間にバランスをとつてというふうなことで十万円というのができた。それをさらに今度は段階的というのが平林先生のあるいは御主張の中に、裏にあるのかと思つたが、それをやりますと非常に税制としては複雑なことになってくる。その辺、複雑さをとるか簡単さをとるか。簡単なことをやればその境のところにてこぼることができるというのが、まあこれに限りませぬ、税制全体の問題だと思つておる。

○平林委員 私はこの場合の解決策については、大蔵省当局でもう少し実態を調査して検討しようというのを希望しますが、私がいま指摘したような不合理が現状生まれつつある。しかも、せつかに救済得た四十二年のときはともかくとして、その後の物価の上昇、給与のある程度の上昇等を考えますと、あらためて実態調査をして、何らかの一つ解決策を考えていくべきではないかと思つたのでありまして、そういう気持ちをとつてもらえるかどうか、これをひとつ答えてもらいたいと思つたので。
○中川政府委員 この点につきましても、先ほど申し上げたように税制についてはきまこまかく、社会の条件、経済の発展、いろいろ配慮して定むべきものであり、特にこの点については産業構造がこれから人手不足、大問題だと思つておる。そういう立場から配慮せよという貴重な意見であります。当然ひとつこれは検討してまいらなければならぬ課題であらうと思つておる。○平林委員 たいへんよい答弁がいただけましたから、これはこの程度であつたのほうはよろしい

ことにいたします。

今度は人事院のほうにお尋ねいたします。
さて、国家公務員ですね。いま家庭の主婦が職場に進出して、現行では二十二万五千円をこえる配偶者控除が受けられない。これはいま政務次官の名答弁のように国家政策上も検討する必要があるというお答えであります。ところが家庭の主婦の旦那さんが国家公務員である場合、現在の人事院規則の九一七―一、これによりまして、家族手当の支給をしてよいという限度額が定められてきて、このために家族手当の支給を受けることができないようになってしまふ。先ほどは税額、税金がふえるということですが、それだけではなく、国家公務員の場合には家族手当の支給も受けることができないことになる、こういうことになっておるわけでありまして、現行は国家公務員の場合に幾らがこの家族手当を支給しないかの限界になっておるのか。一応ひとつ御説明をいたさうと思つて、それからあとで少しお尋ねをしていきたいと思つておられます。

○尾崎政府委員 扶養手当を支給するしないかという場合に、扶養家族に所得がございました場合には支給しないというたてまきになっておるわけですが、その場合の所得の高さというものは標準生計費を基礎としてきめておりました。したがって毎年勧告のたびに改定をいたしておるわけですが、現在の額は年間十四万七千円となっております。

○平林委員 私の承知しておるのも大体お話しのとおりでありまして、人事院規則によれば一般職の八等級の二、その二分の一、つまり年間十四万七千円、これで家族手当を支給するしないの限度としておる。

さてそこで、税金のほうは二十二万五千円で配偶者控除の対象にしないの限度額にしておる。国家公務員の家族手当の場合には十四万七千円、それをやっておる。こうなりますと、実際問題としては二十二万五千円の線ではなく、すでに十四万七千円で家族手当——現行たしか千七百円だ

と思つたがね、年間にいたしますとこれも二万円近くなるわけですね。すなわち家庭の主婦の所得がわずか千円か二千円ふえるだけで二万円、これも受けられるか受けられないかということになりますと、やはりこの点の問題が出てきておるわけですね。

私、お尋ねしたいのですけれども、一体、この根拠は標準生計費を基礎にしておるというけれども、標準生計費というのはいくらとどういふ因果関係があるのですか。従来これでやられておるのだけれども、どうもどういふつながりがあるのかわからぬのですよ。すなわち、標準生計費は男子の独身者の年間の標準生計費をとつておるわけでありまして、それとこの配偶者に対する家族手当支給との因果関係というものは、いろいろ考えてみたのですけれどもちよつと考えつかぬ。何か特別な理由があるのですか。

○尾崎政府委員 いろいろな法律に扶養家族に關しましての規定があるわけでございますけれども、私どももこの場合は給与法の関係でございます。申すまでもございませぬけれども、給与というのは仕事の対価でございます。したがって、扶養手当と申すのも、そういう意味での仕事の対価でございます。扶養家族がある者といふことは生計の關係の上で若干の差があるといふこと、これに對する補助をするといふこと、そういう感じを出している性質のものでございませぬ。したがって筋から申しますと、仕事の対価といふ点からいいますとややはみ出た感じのものでございませぬ、そういう角度から比較的厳格といひますか、そういう形で運用しておる。規定もそういうふうになされておる。たとへば給与法の場合には、子供の場場合には十八歳以下とか、父母の場合には六十歳以上とかいって、年齢制限がございまして、いろいろ制限がございませぬ。それは給与法上の給与としてたてまき、仕事に對する報酬といふたてまきで、やや性格がはみ出ているといふ感じの上でございませぬ、こういうふうになつておるにふうに考えておられます。

で、ただいま御指摘の問題でございますけれども、扶養手当は、他に生計の道がなくて、主として職員を扶養を受けておるといふたてまきになつておりますと、扶養を受けておるといふ意味から申しますと、私どもとしては標準生計費といふつながりを持つて考えておるといふことでございます。

○平林委員 私はこれからまだ幾らでもその問題についていろいろなことを指摘する問題があるのですが、時間がありませぬからね。ただ、あなたも私のいま提起している課題については十分頭に入られたと思つておる。私はそういう意味で、ひとつ人事院においても政府当局と並んでこの問題を検討してもらへば、あと質問はあまり展開しないことにいたしておるわけなんです。なぜかという、ただいまの場合には、家庭の主婦に家族手当を支給するかしないかという問題について一応のお答えは私には聞きませんでしたけれども、この場合、標準生計費を基礎にしておるといふこと、それから大抵八等級の二号といふのは高校卒程度の初任給であること、いろいろ考へてみますと、これは先ほどの大所高所の議論とあわせてみて、現実に即するに少し少い妻の座を高めよう、たてまき大学卒程度ぐらいには引き上げるようなことができないだらうかとか、何かどこかで基準の八等級の二号といふのを變更すると——私どもいろいろ検討してみたいわけでありませぬけれども、たとへば資格を大学卒ぐらいにすれば七等級の一号くらいに上げることができるといふこと、この金額は十九万円くらいまで上げていく。しかしその十九万円でも、税金のほうは二十二万五千円、しかもそれを検討しようといふようなかまへのとき、こちらのほうではその金額でそれだけ削られるといふようなこと、それからまた、男子の独身者の場合の課税最低限といふのは御承知のように三十二万円ということですか、これとこの問題とのバランスの問題、何かひとつ現実に即して検討してみることがあるんじゃないかと思

ふうに考えておられます。

うのですけれども、いかがでしょうか。ひとつそのお答えを聞きまして私は問題を転じたいと思つておる。

○尾崎政府委員 ただいま申し上げましたように、当面の問題は給与の問題でございます。税法とはやはりたてまきと申すか。そういう点が異なつております。扶養家族手当を支給するかしないかという場合につきまして、さらにきびしくしたほうがいいんじゃないかという意見もございませぬ。いま仰せのように、もう少しゆるめるほうがいいんじゃないかという御意見もまたあるわけでございますが、その辺のところはやはり常識的に妥当な線といふこと考へざるを得ないと思つた。民間でもどのようになつておるかという点もよく調査して、この問題は今後なお検討してみたいと思つておる。

○平林委員 きょうは時間がありませんからあれですが、たとへば独身者に対する課税最低限との比較においてこれが妥当か。それから、従来八等級二号の二分の一という慣行になつておるけれども、これが妥当かどうか。それから二十二万五千円という税金との關係において、これがそのままでよいのかという問題。同時に国家政策上から見て、別に奨励するわけではないが、しかし国家公務員の家庭の主婦が職場に進出する度合いといふこともかなりふえておるといふ現状から見ると、直ちに家族手当を打ち切ることが一体妥当なのかどうかといふような角度で検討して、またひとつあなたも私と詰めて話したいと思つておる。そのつもりでひとつ、いろいろ私と話をすると話合ふように御用意を願ひたい、こう思つておる。それを希望しておきます。

それから、私は同僚の委員の皆さんにも考へてもらいたいのは、これと同時に、このラインを越えませぬと、家庭の主婦は、健康保険の場合、扶養家族としての取り扱いを受けることができません。結句、旦那さんも国民健康保険に入つておるけれども、奥さんのほうもまた、扶養家族の適用をはずされてしまつて、単独

て税の恩恵を受ける、こう考えるのですけれど、
も、どうもその点はちよつとかみ合わないけれど
も、おかしな説だね。

〔金子(一)委員長代理浪席、委員長着席〕

○細見政府委員 二分二乗方式で税額が安くなり
ますのは、御承知のように、累進税率によって税
率の高いところが半分になって、つまり非常に累
進度が高くなるところが所得を半分にするること
によって累進度をやわらげて安い税金を出して、そ
れを二倍にするから出てくるわけで、高い人につ
いては確かにおっしゃるようなメリットがあると思
います、実効税率が一〇%とか、一二、三%
の人はそんなにメリットというのは出てこないわ
けで、これはもう当然のこと、算数で出てくる
話だと思えます。

○平林委員 私はこれはどうも納得できない。こ
れは数字の突き合わせが必要なんで——私の得た
資料によれば、ただいま申し上げたように、年間
合算して五十万円程度のもののはほんとうの低所得
ですね。私がいま前提しているのはそんなにく
さんの所得のある世帯を描いていないんですよ。
つまり、生活上やむを得ず家庭の主婦が職場に出
る場合、そして一般的な傾向としてふえてきつ
ある現状に照らしてみても、二分二乗方式採用の必
要性が強まったという前提に立ってものを考えて
いる。これによれば、五十万円程度であれば七・九
四の軽減になるし、百万円程度であれば一二・九
の軽減になるし、二百万円程度で二一%程度の低
減になるということになっておるわけで、どうも
かみ合わない。

時間がないからきょうはこの程度にして、これ
はもう一度やりましょう。あなた方だめだよ。や
はり数字でやらなければいけないやつだから、ま
たあらためて大蔵省と話し合いますよ。だからこ
れはもう一度あとで取り上げてやりませう。この二
分二乗方式は大體土台が一緒でないという話に
ならない。だから、資料はあなたのほうの資料の
あらゆるものを提出してくださいよ。あらゆる資
料を提出して、こういう場合はこうだ。かりに二

分二乗方式をした場合にどのくらい増額になる
か、税金を取り過ぎるようになるのか、それとも
私の言うように、どの程度減収になるのかという
ようなところで詰めたやつを総合的に出しても
らって、これをひとつお互いに検討したいと思
いますから、きょうはこの程度でこの問題はとめて
おきましょう。

最後に、爆弾的な質問があるのだけれども、こ
れをやると爆発してしまうからきょうはやめてお
いて、次回に——きょうは時間が少ないから、こ
の次に私に発言をする場を委員長は与えるとい
うことを了承すれば、私はこれで質問を終わります。
○毛利委員長 本法のときに……

○平林委員 留保して……

○毛利委員長 本件は理事会の窓口で……

○平林委員 暫定措置法で問題を提起する。——
じややりましょうか。

今回、昭和四十五年の税制改正に関する暫定
措置法が提案されたわけでありませうけれども、こ
れは、これから本法が提案され、審議される段階
に、あらかじめ予測を持って暫定措置法案が提案
をされた。おそろくその理由は、本法を審議して
おきますと三月三十一日に間に合わぬ、それでは
税法のことであるからひとつ暫定的にこの法律案
を通しておいていただいて、少しの人にでも、本
法が成立するのがおくれたための影響を少なから
しめる、こういう気持ちで出されたと思うのです
けれども、その点まず伺っておきましょう。

○細見政府委員 そのとおりでございます。

○平林委員 そこで、私はこの考え方はちよつと
おかしいと思うのです。なぜかという、本法を
早く出してそれを十分審議して、どうも衆議院、
参議院の審議を通じて間に合いませんかと思
つたら暫定措置法を出せばいいじゃないですか。本
法に先立ってなぜ暫定措置法案を出してきたか。
所得税法、法人税法、租税特別措置法、あらゆる
法律案を審議しておいて、間に合わない、これは
困りますから暫定措置法案をどうか審議してくだ

さいというのなら、これは話がわかる。所得税
法も法人税法も審議をしないで、暫定措置法案の
審議を要請するというのはどういうわけだ。

○細見政府委員 暫定措置法案でお願いいたして
おりますのは、法人税法とか特別措置法の具体的
なものには触れておりません。具体的なものは一
つ、期間延長を願っておるだけでありませうし、措
置法その他は一月の延長をお願いしておるだけ
でありますし、所得税につきましては、先ほど平
林先生の言われましたとおり、この法案、新しく
出てまいります所得税法の減税というのがもし四
月に成立いたしておりませんと、五月からしかメ
リットが及ばない。その場合に、五月から以降で
適用できるようなものについてはおっしゃるよう
な議論もあると思いますが、四月に支払われた
給料、あるいは四月だけお支払いになる日雇
いの人たちの給料に対する源泉徴収といったような
ものは、五月になってからでは直せないものであり
まして、その意味で、この法案を提出いたしました
ことは何も本法の御審議を拘束するわけでない
わけで、ただ四月分に支払われた、四月一カ月だけ
の源泉徴収を少なくともいまよりは軽減された形
で取っておいて、五月以降に——法案が修正にな
ればもちろんそれによって修正されるわけであり
ますが、少なくとも払わなくてもよくなる人など
については払わないようにしておきたい、それだ
けのことです。

○平林委員 それだけのことがわかってないの
だ、ぼくが指摘していることが。かりに、所得税
法、法人税法が提出されておる。きょうは三月の
六日だ。そんなことはないけれども、最近法律
が一晩のうちにさつと上がるような例もないわけ
じゃないわけ、所得税法がそんなふうにならな
ると思つていません。それは常識だけれども、
形式上は所得税法、法人税法がどうも三月三十一
日までに間に合いません、これはいかにぬぞとい
うときに、暫定措置法案があなたのいまの説明で提
出されるのなら、私は話はわかるというのです。
所得税法、法人税法の審議をしないうちになぜ出

しているかというのです。かりにこれが、よし、
所得税法、法人税法はいい法律だから一週間で上
げちまおうといつて、衆参両院が上げちまったら
どうするんですか。要らないでしょう、この法律
は。三月三十一日までに衆参両院を法律が通過し
たらこの法律は要らない。要らないものをわれわ
れは審議しているということになる。これはどう
ですか。

○細見政府委員 従来たてまえが、本予算と税
法とが並行して、施行期日を同じにしておる。し
たがいまして、本予算は五月一日でございますの
で、平林先生の言われたようなことがもし起こ
るとすれば、私どもが提案します法案の施行期
日をさかのぼって修正でもしていただかない限
り……。そういうことではないかと思つ
ております。

○平林委員 予算案の審議のときにどういう措置
をとっているか。国家予算のときですね。今国会
は、総選挙がありまして審議の開始がおくれてい
る。それでいま一般予算の審議が行なわれている
わけですね。これは近く衆議院を通過するでしょ
う。そして参議院の審議が始まる。暫定予算は出
さないじゃないですか。政府は暫定予算を出さ
ぬ。もちろん実際上のその後の経過から見ます
と、ある時期になれば、どうも昭和四十五年三月
三十一日までに予算案が成立しそらないから、
国会に暫定予算案の審議をお願いしますというこ
とは当然私は予想していません。しかし、それは、
衆議院の審議を終えて参議院に参りまして、参議
院もある程度の審議日数をとらなければ、三月三
十一日までに成立しないぞと思われたときに暫定
予算を提出する、これが常識なんです。これが
国会というものに対する行政府のとるべき態度
だ。国家予算案のほうはそういう措置をとって、
税法だけは先にやってもらう。さっきの理屈だと
首尾一貫してないじゃないですか。政府の方針
は暫定予算も同じことのはずだ。暫定予算も一般
予算を審議している前に審議してもらるか、これ
とのかね合いはどうかということでは検討を

合には、もう一度暫定法の出し直しということになりますか。

○中川政府委員 従来の審議日程その他を配慮いたし、大体一カ月あればという見通しを立てたことは事実であります。万が一、慎重審議の結果、四月一ばい以上がならない、五月に及ぶということになれば、またその際特別措置をお願いしなければならぬことに相なるであろうと思ひます。しかしそうあつてはなりませんので、ひとつ連日御審議をいただいて、期限内に上げていただきたい、こういうことをお願いしておるわけでございます。

○二見委員 まあ税金の問題というのは、自民党だ、社会党だ、公明党だ、民社党だ、あまりかどを立ててやるものではなくて、できれば国民がいかしたらあわせになるか、生活が楽になるかという点で税金というものは判断してやればよいのじゃないかと思ひます。とするならば、本法も当然、政府といたしましても大蔵当局といたしましても、おそらくそういう観点で御審議を願うのじゃないかと思ひます。出したのだからこれはこのとおり認めてくれというのじゃないか、これを土台として、もし野党のほうによりベターな意見があるならばそれを大いに取り入れましょう、こういう立場から本法のほうの審議が始まるのじゃないですか。その点はいかがですか。

○中川政府委員 政府としては、日本の経済なり社会状況を考へて、現段階ではこれが一番いい、国民のためになるという気持ちで提出しておることは事実でございます。そこで、当委員会において、さらにそれよりもこのほうがいいぞということでは御決定をいただきますならば、これに従うことは当然でございます。しかしわれわれとしては一番いい案を上程しておるつもりではございません。

○二見委員 まあそれは出すほうといたしますれば、これはあまりよくないのだと思つてお出しにはならないと思ひます。だけれども、野党のほうにもそれぞれ意見があるのは当然です。突き合

わせてみれば、どちらがいいか。これはあまり自分の立場に拘泥しなれば、そうして政府案よりも、たとえば野党のほうから、社会党さんから出した案がいい、それから民社党さんの修正の意見のほうがいいのか、あるいは自民党の某委員の意見がいいということでは当然起こってくる。その場合に、政務次官といたしましては愛情を持って、そうかと受け入れていただけませんか。

○中川政府委員 今度の暫定措置法のほうは二つあるわけでして、関税あるいは物品税、特別措置のものについては、これは改正とか何とかを含んでおりませんで、ただ期限だけを一カ月前従来制度を延長していただくことでございます。改正案に盛り込んでおきますのは所得関係でございますが、この点については、いい方向ばかり減税の分は盛つてあります。当委員会ではさらにいいものというところで御決定いただきますならば、私も政治家でありますからそのほうに従う用意は十分でございます。そしてまたこれは、変わった場合も年末調整でできるわけでありますので、措置法との関係においては食ひ違ひのないではないか、かように思つております。

○二見委員 これから佐藤先生の葬儀がありますので、あまり時間をとりたくないと思ひます。それで、もし本法が修正された場合には、それでも暫定措置のほうは年末調整で当然措置できるわけですね。それから、普通のサラリーマンであればそれはそれでけっこうなんです。日雇い労働者なんかの場合には、たとえば本法で修正されてもその恩恵はちよつと受けられませんか。○中川政府委員 なるべく受けられるようにしたいと思ひますが、現実的にはなかなかむずかしい問題があるようでもあります。

○二見委員 それからもう一点。これは別の話ですが、内国税と関税の関係ですけれども、期限を一カ月前延長するほうです。関税のほうは全部まとめて一カ月前延長、内国税の場合にはそうではなくて、たしかかなりの数が落ちていっているように思ひます。その点はどうなん

ですか。

○細見政府委員 関税のほうは、御承知のように、四月にも毎日日用品が入ってくるわけでありますから、そこで課税関係が終わつてしまふわけです。ところが内国税のほうはそういう、あの行為をつかまえて課税関係が発生するものと、それから事業年度で決算のときに調整すればいい種類のものと二つあるわけでありまして、関税と同様に、その行為が四月中にあったときにいろいろ課税関係が発生するものについては、とりあえず延長をお願いし、それから決算のときに決算の上で調整すればいい、そのときに税法上課税関係が起るといふものについては、あとで御提案、御審議願う租税特別措置法のほうにみな規定いたして、さかのぼつて適用できるようにいたしておるわけでございます。

そういう意味で、いろいろおしかりをこうむりましたが、私どものほうも国会の審議権をなるべく尊重いたしまして、あとで措置できるようなものは一切延長いたしておらないという点は御了承願ひたいと思ひます。

○二見委員 中小企業貸し倒れ引き当て金のことなんですけれども、これは期限は延長されておるんですけど、これはどうなりますか。○細見政府委員 まだ正式には御議題に願ひておりませんが、ただいま提出いたしております租税特別措置法の改正案のほうで延長いたすことにいたしておられます。したがって、中小企業の貸し倒れ準備金は四月にさかのぼつて適用いたしますので、この点は本法のほうで御審議願ひば、それがなくなつて思わざる税負担がかかるというようになつてはならないように一応いたしております。

○二見委員 関税は全部今度は一カ月前延長です。中には三月三十一日で廃止になるものもあるのじゃないですか。○平井説明員 三月三十一日で廃止するものはいまのところはございませんが、ただ新しいこの法案を通過しました後に、関税率法の改正の法案

を出しました際に、二品目につきましては制度がかわることになっております。なおそのほか、関税割り当て制度の改正を行なうものが若干ございます。

○二見委員 その二品目というのはオルトキシン製品とペンタール製品……。

○平井説明員 さようでございます。○二見委員 内国税のほうは、廃止するものあるいは決算期で処置できるものは落としていくわけですね。関税のほうは、この二品目については制度が今度変わるわけですね。制度が変わるにもかかわらずそれだけは一括して延ばす。内国税のほうはそういう処置をとる。これはどういう考え方でそういう差別をつけるのですか。

○細見政府委員 廃止するものは御承知のように三月三十一日で期限が来ておるものをほうろつておけば、もうこの委員会の御決議として、三月三十一日でもやめるべきだという御決定をすでにいたしておるわけですから、そのものについては触れる必要はないわけでありまして、延長いたすものについてはあらかじめ、延長いたしたいがいかなるものでしょうかといつて、こゝへ法案を出しておるわけでありまして。

○二見委員 私聞いているのは、関税関係でこの二品目は要するに制度が変わり、ほかのものはそのまま延長して、さらに本法でそのままずっと継続するけれども、その二品目については今度まるっきり変わつてしまふわけですね。その点を一括して引き延ばすという考え方は、ところが内国税のほうはそうではなくて、落とすものは落としていく。たとえば今度廃止するものはありますね。廃止するものは当然あがつてきませぬ。それは廃止するからだということであつてごない。そこら辺の兼ね合いといふことが、考え方がちよつと違つていふに思ひますが、その点はどういうふうな理解すればいいのですか。

○細見政府委員 内国税のほうで廃止いたしますものは、文字どおり三月三十一日がいりますと

それにかわる措置を考えずに完全に廃止しておるわけでありませぬ。したがって、これについては何ら延長の措置はとる必要がないのじゃないかと思ふのです。それ以外のものにつきまして、先ほど来申し上げておりますように、本法のほうで基本的には御審議願うわけでありませぬが、本法で決定いたしましたもさかのほつて効果を及ぼすことのできないある行為、ある事実が発生したときに課税上の問題が起るものだけにつきまして、暫定的に一月月延長いたしましたして、その後出します法案によりまして基本的に税制関係を確定願う。その制度のあり方を御審議願う間、一月月だけとりあえず延長いたしておるといふわけでございます。

○二見委員 時間もありませんので最後にしたいと思ひますけれども、関税に關しては、これは一括して引き延ばすというのがいわば慣例みたいになつてゐるのじゃないか、そう思ふわけですから、私も、私としては、その点は内国税と同じような基準でできないものかどうか。これから佐藤先生の難儀もありますので、これで質問を終わりたいと思ひますけれども、その点を最後に明らかにしていただきたいと思ひます。

○平井委員 先ほど、最初に主税局長から御説明申し上げたと思ひますが、内国税の場合におきましても、物品税等のようにそのときそのときにおける課税要件の発生に従つて課税が行なわれていく、こういうようなものにつきましては単純延長が行なわれてゐるわけでございますが、関税の場合にも、同じように四月中に輸入が行なわれて、その場合に直ちに課税が発生する、こういう關係になつておりました、そのようなものにつきましても、内国税と関税とを問はず、一応単純延長いたしました、こういう考え方でございませぬ。内国税のほうにおきまして、これは私から御説明申し上げることではございませぬけれども、先ほど主税局長からの御説明にもありましたように、期間計画によつて課税をいたしておるものにつきましても、三月末をもつて打ち切られる、こういう

うふうに理解いたしております。
○二見委員 終わります。
○毛利委員 午後六時再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時十九分休憩

午後六時四十六分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き會議を開きます。國の會計、税制及び金融に關する件について調査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。
広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 大臣に、時間が非常に制約されておりますので、さつそく質問に入ります。まず最初にお伺ひしたいことは、今回行なわれました長期金利の問題をめぐるしまして、金利体系の問題についてお伺ひをいたしたいと思ひます。池田内閣以来の高度経済成長政策の中で低金利というものが果たした役割りは非常に大きかつたわけでありまして、当然低金利の力によつて企業間の競争力あるいは量的拡大というものが果たされてきたと思ひます。しかしながら、今日の段階では物価がどんどん上昇をする。そして設備投資もきわめて高度な、異常なまでといつていいほどの増加を來たしている。しかも最近では物価も非常に上昇のテンポを速めてきてゐる。そこへもつてきて、六〇年代にはほとんど横ばい状態であつた卸売物価まで急激に年率五％に迫る勢い、そういう状態にもなつてきた。こういうようなこともあつて、その結果が経済に非常なひずみをもたらし、また特に社会資本の立ちおくれという、大臣がよく言われる、国内のバランスをとるというふうな意味においても問題を生じてきておる。しかも国際収支の黒字がやや定着したかに見える好調をずっと続けてゐるという状況もあるわけでありまして、そういう中で今回、昨年八月行なわれました公定歩合の引き上げ、またそれに続

く一連のポジション指導なりあるいは窓口規制なりというふうな問題で、引き締め効果がこの辺にきて急速に金詰まり現象を特に大手——これはやがて中小企業にも波及するであらうでしょうが、大手に著しく金詰まり状況が出てきた。こういう中で、今回、二月十八日には事業債のうちA格債の応募者利回りを八・〇四六にする、あるいはまた二十日には利付金融債の利回りを七・六三八にするというふうな、また四月から応募者利回りではさらにそれを上回るようなものが出てくるし、長期の貸し出し金利もそれに追隨をいたしまして、八・二％から八・五％、こういうふうなところになつてきてゐる。したがつて、こういう一連の措置というものが、いわばいままで高度成長をささえてきた金利機能といひますか、金利政策といひますか、金融政策、そういうものに対して大きく転換をしたものだ、低金利からの離脱であるという評価もなされておるわけでありませぬが、まずその点どういふようにこの問題を政策当局として考えられるのか、この点をまずひとつお伺ひをいたしたいと思ひます。

○福田田務大臣 今回の措置は、低金利政策をやめたという基本的な転換措置ではございませぬ。広瀬さんも御承知のとおり、わが國は長期金利でも短期金利でも非常に高い國だつたわけだ。これをアメリカなんかに比べますと、長期金利では二％くらい、大体長い間わが國のほうが高い國柄であつたわけでございます。ところが、この一兩年の國際社会を見ますと、先進諸國では、國際通貨不安という問題もあつたかと思ひます。それからまた同時に、それにもかかわらず先進諸國の經濟運営においても、物価高、また國際収支の不均衡というふうな問題も起きてきておる。そういうふうなことを背景として、先進諸國では異常なものがやつてきた。そういうさなかにございまして、わが國におきましては、金利はずつと安定しておつたわけであり、むしろこの数年間の推移を見てみましても、だんだんと下がつてくる。こう

いうふうな情勢にあつたわけだ。そういうふうなことで、わが國の金利体系というものが、國際社会における地位というものが逆転をきておる。そこで長い間金利引き下げという努力をきておつたわけでありませぬが、たまたまわが國におきましても、國際収支のほうは問題はない状態ではありますけれども、物価の問題、また成長の速さが速きに失するといふような問題もある。こういうふうな事態に当面をいたし、そういうさなかにございまして、わが國として、これを克服するための金融調整措置を講じなければならぬ。つまり金融が詰まる状態がじくじく出てきておるといふことは御承知のとおりです。そのような環境から、社債市場に変化が起きてくる。たとえば社債におきましても金融債におきましても、その条件と實際の取引価格との乖離、そういう問題が出てゐる。これを放置しますと社債市場は動きがつかなくなる。こういうふうな情勢にもなるわけでありませぬ。そういうことを考えますときに、國際社会におけるわが國の金利体系としては、さう心配ない状態にきた。そこでひとつ公債市場、これを健全に育てるといふこと、これはまた一方において大事な問題でありませぬので、この際この乖離問題を解決する。そして社債なりあるいは金融債が発行しやすい状態をつくり上げるといふことが必要である。こういうふうな路ん切りをつつてきて、一連の長期金利体系の改定措置をとる、こういうふうになつたわけでありませぬ。

わが國が諸外國に比して長期金利が低位にあるという状態は、これはわが國がこれから輸出を伸ばす、經濟の基礎を固めるといふ上において重要な要素をなしておるわけでありませぬ、でき得べくんばこの低金利政策といふものは進めていきたいといふふうには考えておりますけれども、現実の当面の事態から考えますと、やはり公債市場の現状を放置することはできない、そういう観点から一連の措置をとつた、かように御理解願ひたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 産業界等では、今度の措置というものが、金融引き締めが非常にきいてきている、俗にいうきいてきているところ、これは第二段の追い打ち措置でもあろう、こういうようなことで企業の民間設備投資というものがこのところ一月以来やや弱含みになってきている、弱気になってきている。そういうような面も出てくる段階でもこういう措置をとられる、その気持ちは、いま大臣が答弁されたところによると、別に低金利からの離脱とかいわゆる高金利への転換ということではないんだ、言うならば景気動向あるいは経済見通しというふうなもの、達成、こういうふうな限られた時点での政策にすぎないんだ、こういうふうに聞かざるわけでありませう。

そういうふうな意味で、昨年の一—三月あたりには、去年の景気についてかげり現象があるとかないとかいうようなことが出ておったわけでありませう、これからの措置、こういう措置をやったということによつてこの景気に対してどういう影響があるのか。もう一つのねらいである、公社債市場をこういう措置によつて、既発債と新発債との関係で新発債が売れないというふうな条件を改めるといふことは、一つの当面の急務ではあつたと思ふけれども、そういうふうなことを通じて公社債市場を育成するという意味も含まれていて、そういうふうなお話でありましたけれども、そういうものを含んで、景気に対してどういふ影響をこれによつて期待をされ、政策効果を期待されて、こういう措置をとられるか、この見通しについて大臣のお考えを聞きたい。

○福田国務大臣 いま日本の景気はちょっと過熱ぎみなどところがある。そこで心配をしていろいろな手を打っているわけでありませう、その状態に對しましては、私は、今度の措置は日本経済が正常運転をする、つまり公社債市場が正常化するということにより産業資金も順調に調達をされるという効果もある反面におきまして、これは私はごく軽微だと思ふが、長期金利が上がるというふうなことに伴ひまして投資意欲に対して若干の消極的

影響もあるか、こういうふうな思ひます。私どもがこの措置によつてねらいとするところは、景気調整というよりはこの公社債市場の正常運転、こういうところに主たる眼目がある、かように御理解願つたほうがいいのじやないかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 今回の措置についての大臣のお考えはおよそわかつたわけでありませう、そこで、こういう状態になる、A格事業債に對して、また利付金融債などにいたしまして、かたりの応募者利回りが改善をされる。改善というか、利率の引き上げになつた。そういうふうな場合に、減らしたとはいへども、まだ五・四％という公債、四千三百億ですか、こういうものがあるわけでありませう。この国債あるいはまた政保債というふうなものに對して、あるいはまた割引債——これは國債、政保債とは性格が違つけれども、利付金融債と對照される割引債、こういうふうなものに對して、今度はA格事業債というふうなものに對しては売れ行きがよくなるかもしれぬけれども、そういうものがいまのままで利回り非常な低値といふようなことで、非常に発行条件を改定しなければ、これまた一つの新しい問題を生み出したことになるだらうと思ひます。こういう問題についてどういふふうに考えられるか。これをまたこれにならつて引き上げられる考へであるのか、そしてその時期は一体いつごろを——いまの景気の見通しなども関連を、あるいはまた産業界でも、金詰まりの中で事業債などの発行がいま月三百七十五億圓ぐらゐしか発行できないというふうなことで、さらに増加させてくれというふうな要求も非常に強いし、特にA格債の電力債あたりは、四十六年度になると日本はおそらく非常な電力危機におちいるだらう、そういうことも含めて非常にそういう点も強いわけですが、そういう面の特に社債の発行額といふようなものをどのくらいまでふやしたいという気持ちはあるか、その二点についてお答えをいたしたいと思ひます。

○福田国務大臣 まず國債、政保債にどういふ

うな影響があるか、こういう問題ですが、お話しのように、これは若干の影響がないわけじやないわけです。特に事業債それから金融債におきましては、その乖離幅が非常に大きい。事業債は百分率からいへば、また金融債はそれを上回る、こういうふうな状態でございますから、その全部といつたらたいへんなことですから、大体三分の一見当の調整をするということにしたのが今度の措置でございます。ところが國債、政保債になりますと、この乖離幅といふものが非常に少ないのであります。そういうふうなことで、今回は事業債、金融債につきましては乖離幅の三分の一というところを見当にした調整措置をとりましたが、その程度の調整措置ならば、國債、政保債はこの際ちよつとそれへの波及といふものを考えないでおこうじやないか、こういうふうな考えをとりまして、これに波及といふことをたゞいまは考えない、こういうことにしておるのです。しかしお話しのように、今こういふ一連の調整措置がとられた結果、國債、政保債の売れ行きが非常に悪くなるというふうなこともなしと思ひます。今度の事業債あるいは金融債につきましてとつた措置の結果がどういふふうな反応を示してくるかというのを少しよく見詰めてみまして、そういうことを少しよく見詰めてみまして、それと國債、政保債等に対する処置、それをきめていきたい、こういうのがたゞいまの考へであります。

○広瀬(秀)委員 非常に慎重な答弁であることは事の性質上当然だと思ひますが、その見守る期間といふものは大体どのくらい必要なのか、その辺のところをもう少しあなたのいまのお考えを聞かしていただきたいと思います。

○福田国務大臣 見守るといふ、見守つて何か月も推移するといふものじやないと思ひます。今度の一連の金利改定措置、この影響といふものはすぐには出てくるまいと思ひます。三月の間は出てくる、こういうふうな考へておられますが、その出方、それを見た上で國債、政保債については態度をきめていかなければなら

ぬ、かように考へておられます。

○広瀬(秀)委員 二、三カ月というふうなことでございませう、その問題につきましては大体そのくらいにとめたいと思ひます。

さらに、こういうことで長期金利の改定をやられて、これはやはり短期金利にも影響が出てくる可能性も当然あるし、あるいはまた二、三カ月の推移を見て、國債、政保債などについても追随上げといふような事態にならないとも限らないわけです。その見込みがむしろ強い。そういうふうなことになるまいかと、いま國民が貯蓄をしておりますその貯蓄に對して、現状の預金金利といふものでは國民の間に不公平感というふうなものがあり出てくるだらうし、たとえ長期債などについて、外人買入といふようなものなどもどんどん出てくる。外人投資に對する規制の緩和も徐々に行なわれつつある。そういうものに対しては高い金利を払ふ。しかも預金する國民に對してはきわめて低利のままに据え置くといふようなことになりませうと、國民の間に非常な問題になると思ひますし、もうすでにばつばつ、郵便貯金の金利も〇・二五％くらいは上げようじやないかといふようなことも、現実に郵政省あたりでも腹を固めつつあるといふこともいわれておるわけでありませう。そうなりますと、全般的に、単に郵便貯金の金利だけじやなしに、預金金利を引き上げるべきは当然の措置であらう、こういうふうに考へるわけでありませう、その点についての大臣の考へをここでひとつはつきりしていただきたいと思います。

○福田国務大臣 結論からいふとお見通しのとおりだと思ふのです。これだけ一連の長期金利の調整措置といふことになりませう、やはり短期金利につきましても配慮せざるを得ない、こういうことにならうかと思ひます。その際にはどうしても預金金利の若干の引き上げといふ問題が起きてくるのじやないか、かように考へておられます。

○広瀬(秀)委員 預金金利を引き上げるという方向は、昨年来私どもも問題にしてきたところで

○広瀬(秀)委員 経済大國への道を歩んでいる日本ですから、そういう楽観論もあるいは成り立つかもしれないけれども、しかしこの問題については、きょうは時間がないものだからあまりこれ以上の疑問は提示しませんが、かなり疑問がある。資金を銀行が調達する場面においてもあるいは金利負担の面においても、それから日本の企業が海外に進出をする、あるいはその他ヨーロッパというところでありますが、そういうところでかなり程度の高い生活水準にあるところの労働力を使つて行なう企業に対して、そういうようなものが、はたして投資効率というものがほんとうにうまく採算ベースに乗って生きてくるかどうかというふうな、いろいろな問題点はあろうと思つておきます。

次に、最近における一番新しい資料で、外貨準備の帳じりがどれくらいになつていっているかということを知りたい。それと同時に、一番新しい金準備がどれだけになつたのか、この数字をきょうは明らかにしていただきたいと思つておきます。

それからもう一つ続けて、これは大臣にお聞きいたしますが、去年も幾らか金がふえたということとはわかつておられますが、そして金の買入れというふうなことも昨年は今まではわりあい大幅にやつた。ことしはそういうふうなものについてどう考へておられるか、この点もお聞きをいたしたい。

○奥村政府委員 二月末現在の外貨準備高でございますが、三十六億三千万ドルでございます。その中で金及び外貨というのが三十億一千五百万ドルでございます。お尋ねの金でございますが、その中におきまして四億六千九百万ドルでございます。これは国際協調、あるいはそういう観点で無理のない範囲内で外貨をふやそうという政策に基づきまして、この一年間に一億一千三百万ドルという増加を見たわけでございます。

○福田国務大臣 たいだいま国際金融局長から申し上げたとおり、金につきましてはそう無理をしてはいかぬ、自然にというか、ごくなめらかにこれを

をふやすチャンスがあればふやしていきたい、こういう考え方をいたしております。一体どこまでふやすんだというところになります、これはいろいろ国際的にも影響がありましようから、これは席で私から私の考えを申し上げるわけにはまいりませんけれども、なめらかに、自然なチャンスがありますればふやしていきたい、こういう考え方がある。しかもいま諸外国の外貨準備の中における金の保有高を見ますと、かなり金保有率が高いのです。わが日本は二・六%くらいになります。か、そんな程度でございます。ですから私は、機会があればなめらかな形においてこれをふやす、こういう考え方をしていきたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 数字がはっきりいたしまして、さらに金の準備をふやして、金の占める比率をふやしていくという考え方はわかつたわけでありませう。しかし三十六億三千万ドル、一ころから見れば、絶対的な額としては確かに倍増以上になつておるわけですが、十年前から見ても、しかし輸入の総額において、私の記憶によれば、三十六年当時の日本の輸入、これは経済見通しで大体四十億ドルというふうな時代、このときに十六億ドルぐらゐの外貨準備があつたわけですね。それが現在では、四十五年度の経済見通しによれば百四十八億ドルだ、そつちのほうが三倍以上になつておるわけですね。そういうことを考へてみれば、何もいま三十六億ドルぐらゐで、非常に多くなつた、外貨準備も万全だというふうなことではないように思つておられます。これについてどれくらいが適正量かというところについてはいろいろの説もあるから、きょうは時間がなからそのことは聞きませんが、西ドイツあたりは百億ドルぐらゐの外貨準備がある。そのうち金で六〇%ぐらゐ持っている。アメリカが最近百七億ドルぐらゐといわれております。若干のでござい、出入りはあるかもしれませんが、そういう中で、ようやく昨年より一億ドルばかりふえて、四億六千万ドルという数字がしばらくぶりにはっきりしたわけでありませう。大体四十五年度

じゅうにこれをさらにふやしていくめどをつけるというふうなことは、大臣としては考へませぬか。その点だけ……。

○福田国務大臣 めどはつけておりませぬ。

○広瀬(秀)委員 時間があと二、三分しかないというところなんですが、あと二つばかりあるんです。

予算委員会でもだいたひ論議をされました四次防の規模の問題であります。四次防は四十七年から五十一年度までの五カ年計画で始まるわけでありませぬが、国民総生産の大体一%を目標に——現状〇・八%弱というふうなところで、財界においては一・五%ぐらゐですか、そういうことを求めている。中曾根長官はこれに対して、わが党の精神の質問に対して大体〇・八%から一%というふうなことで、はっきりしたものでないにしても、五兆二千億から六兆二千億の間ぐらゐであるというふうな答弁をされておるわけでありませぬが、私が試算したところによりましては大体その程度になるわけでありませぬ。そうなりますと、これは大体四十七年あたりから一兆円をこえる防衛予算といたすのが計上されてくる、こういう事態になるだらうと思つておられます。これは釈迦に説法でありますけれども、国民経済とは全く縁なき、再生産に全然はね返らない産業、自衛隊をはじめ、そういう軍需産業に従事する者がほとんど所得をするというふうなことで、きわめて非生産的なもの、これだけの金が使われるというところになりませぬ。これは物価高騰というふうな面からだけ考へましても非常にたいへんな事態になるだらうと思つておられます。その辺のところについて、国の財政を預かる財政当局として、大蔵大臣として、この問題についてどういうように考へておられるか。最近では海軍防務局長あたりも、これは防衛に長くおつた専門家でありませぬけれども、これに対して非常な疑問を政府内部からでも投げかけている。大蔵大臣がそれに対してどういうふうな考へておられるか。そのことも踏まえながらお答えをいただきたいと思つておられます。

○福田国務大臣 これは政府として統一された意見がございませぬけれども、私は、わが国は経済日本という立場でやつたらいいと思つておられます。防衛費がこれまで少ない。これはいま広瀬さんの御指摘のように、防衛費というものは再生産性が少ない。その再生産性のない防衛費というものが非常に少ない。ことに先進諸國に比べますとほんとうに比較にならぬぐらゐに少ない状態です。これが、いろいろ他にも理由がありますが、一つ先進諸國に比べましてわが国の経済が非常な発展をした大きな理由であるというふうな認識を持つておるのでありまして、この態勢は私はくずしたくないと思つておられます。

国民総生産に対する比率の〇・七九%、これがいいか悪いかです。その辺はいまわが国が置かれておる立場、つまりいままでは日米安全保障条約がわが国を完全にカバーしてはいる形であるけれども、しかしそれが永久にそういう形であるのかという問題があるわけですね。そういうふうな事態は私は許されたいと思つておられます。やはりわが国がわが国の憲法において許された範囲内において自衛のための努力をするということは、私は当然自主日本としてなすべきことである、そういうふうな思ひますが、それらを総合的に勘案いたしまして、ただいま申し上げました経済日本、効率的な経済社会を形成するということを旨として防衛費というものは考へていきたい、こういうふうな考へておられます。

○広瀬(秀)委員 経済大國になつても軍事大國に絶対なつてはならない。憲法の精神からいって、そういうことだし、大蔵大臣がまあそれにほぼ近い発言をしたと承して、もう一問だけお尋ねしたいんです。

それは米の生産調整をめぐつて、特に百五十万トン削減するというところで、それが百万トンに減少して、あとの五十万トンは水田を國あるいは地方公共団体あるいは民間等で買い上げてしまふ、他の目的で買い上げてしまふ、そういうふうな問題が出ておられるわけなんです。そういう方針が出て

おる。そうしますと、第一に非常に大きな見込み違いをまずやっただけのこと。しかもこの五十万トン減らす分、十一万八千ヘクタールからの木田を買上げるといふことになるわけでありまして、これはたとえ坪五千円にいたしましても一兆一千八百億も金がかかることとあります。こういう問題について、昭和四十五年度に最初五十万トン減らすんだといながら、百万トンに減らし、あと五十万トンはやるんだといながら、一億円の予算しかこの調査費に、各省ばらばらに分かれておりますが、つけてない。こういうふうなことで、これは政府の責任としてこういう方針を出して、これを実施に移していくというふうなことが、資金の面からだけ考えても、こういう資金をどこから出すのだというふうなことから考えても、まずこれはできないだらうということとございまして、いま生産調整のための奨励金反当たり二万五千円程度のものを出すというふうなこともからんで、かえって逆に農民の土地の売り惜しみが助長されて、ことし売らないで来年売ろうというふうなこともなってくる。こういうふうなことになるればこの政策というものは完全に破綻してくると思えます。ほんとうに五十万トンの十一万八千ヘクタールを買い上げるといふことについて、一体どういう資金的な裏づけ——結局はもうたいたことできないから、五、六千億くらいしか国や地方公共団体で買えないから、あとは、一兆何千億あるいは坪七千円にすれば二兆四千億にもなる、そういう勘定になるものを民間デベロップにまかしてしまふんだ。あとは野となれ山となれ、どうなるかわからないようなことなのではないのか。そういう点について、主としてこの資金を一体どうするのだ、こういう点について大臣の考えを明らかにしていただきたいと思いま

はされまいと思う。かりに百万円としても一兆一千億円の金が必要なんです。しかし、それを一体どういふふうにするかという点、十一万八千ヘクタールを他用途、他目的に転用するという点なんです。

第一は、農家が、あるいは農住といわれませんが、貸し住宅をみずから建てて、そういうふうなことで、これはたいしたことはないと思つて、それからもう一つは、農協が買いに回りたいというのです。今度は農協法の改正をしたと思つて、その場合の資金繰りを考えてみますと、農協に金があるわけなんです。そこでその金を使って農協が買いに出すね。そうすると、その支払いを受ける相手はだれかという農家なんです。農家は受け取った金をすぐ消費には回さないと思つて、また農協も協力をすると、こゝろ言っておるわけでも、農協預金になる。あるいは一部は銀行預金にもなります。そしてまたぐるぐる回って農協に返っていつちやうののです。ですから金について、農協がやる場合に心配する必要はない。

それからもう一つのケースは、これは国が先行投資をするという場合なんです。この場合、いま私どもが考えておりますのは地方公共団体に委託をする。地方公共団体が買うことになりまして、その買う場合には土地開発基金というものが地方にある。これを使う場合もあります。あるいは緑地債を使うという場合もあります。しかしいすれにしても、それらの金はまた農家にどこへおぼれるわけでもない。その農家の金はどこへ散らばるわけでもない。大かたは農協預金、一部は銀行預金になってくる。そこで緑地債が出されましてもこれが金融を圧迫する原因にはならない、こういうふうに見ておるわけです。

それから地方公共団体自身がみずからの目的のために買うというのに対しては、土地開発基金というものがあつた。これは六百億円、今度補

正で三百五十億円それに積み増す。さらにその上に四十五年度地方財政計画でも積み増しをする、こういうことになりまして、ですから、これでもかなりのものが買えるでしょう。

それから最後に民間デベロップとかあるいは事業会社でありますとか工場用とかそういうふうなことで買う。その買金は要ります。要りますが、その買った金はまた農家に渡るわけでありまして、その農家が受け取った金は、これは大かたは散らばらずにまた金融機関に還流をしていく。

こういうことで、まあ十一万八千ヘクタールが一体どのくらいの額になるか、これは私も見当はつきません。またやってみなければわからない問題でありますけれども、資金問題としてはさして私は心配はいたしておるぬということだけを申し上げておきます。

○廣瀬委員 時間が十分ばかり超過してしまいましたので、これできょうはやめます。

○毛利委員長 松尾君。

○松尾正委員 税の問題についてもまだお伺いしたい点があるので、きょうは大臣が御出席ですから、資本の自由化の問題について伺いたいと思つてます。

昨日の夕刊で各紙それぞれ大きく報じられておりますが、アメリカのケンドール貿易緊急委員会の会長、代表が近日来訪する、こういうことで、その内容として、目的等はちよつとばくとしておりますけれども、今回の訪日の目的の一つが自由化政策の全般的な促進にある。さらに総理、通産大臣その他経済界の代表等と会って、日本の貿易自由化の促進について話し合ふ、こういうことであるので、当然資本自由化の問題も出ると思つておるわけです。

そこで、現在のわが国の経済情勢、また世界の経済全般の動向から見まして、この資本自由化という問題は当然大きくいろいろ議論もされましようし、またここでしっかり考えていかなければな

らない問題だ、こう思うわけです。この資本の自由化という問題は、現在のわが国として、経済力、国際動向等である程度当然とは思つてはつたが、この持つていき方いかんによつては重大な経済的な混乱その他にも影響することが考えられる。こういう点を考えまして、さきの第二次の外資審議会の答申においてもいろいろ心配されて答申されております。すなわち、自由化がわが国経済に与える影響は大きく、かつきびしい側面も持つことが予想され、その進め方、対策のい

かんによつてはわが国経済に大きな問題を生ずる心配もないわけではない。その一つに、技術力や資本力の格差から来る外資の支配力によつて企業あるいは産業の支配が生ずるおそれがある。こういう点と、もう一つは、わが国の産業の過当競争を激化する、産業秩序の維持を困難にするおそれがある。特にわが国では中小企業が多数存在する状況から、経済的、社会的な混乱を生ずるおそれがある、こういうふうなことを、持つていき方によつてはたいへんだということを含めて答申せられておるわけでありまして、特に現在の差した資本自由化という問題に加えて、中小企業等は金融の引き締めをしわを受けて、さらに労働力の不足等で相当に苦しい立場に置かれておるわけでございます。現時点において、大蔵大臣等もケンドール会長との接触もあるんじゃないかと考えますが、現在の資本自由化に対してどういふ基本的な考え方を持つておられるか、これをまず第一点伺いたいと思つてます。

○福田国務大臣 資本につきましても短期資本と長期資本があるわけでありまして、短期資本につきましても、ヨーロッパの通貨不安に見られたような——ドイツやあるいはフランスやイギリス、これらは短期資本の出入りを相当野放しにしておるわけなんです。ああいう事態がわが国においてあつては相ならぬといふふうな考えるわけでありまして、これについては、こまかい点につきましても、いろいろありましよう。ありましようが、基

○福田国務大臣 これは十一万八千ヘクタールにしてもたいへんな金がかかるだらうと思つて、不動産銀行の調べでは中田、中位のもの、これが二十八万円だ。しかし二十八万円ではなかなか売買

おる。そうしますと、第一に非常に大きな見込み違いをまずやっただけのこと。しかもこの五十万トン減らす分、十一万八千ヘクタールからの木田を買上げるといふことになるわけでありまして、これはたとえ坪五千円にいたしましても一兆一千八百億も金がかかることとあります。こういう問題について、昭和四十五年度に最初五十万トン減らすんだといながら、百万トンに減らし、あと五十万トンはやるんだといながら、一億円の予算しかこの調査費に、各省ばらばらに分かれておりますが、つけてない。こういうふうなことで、これは政府の責任としてこういう方針を出して、これを実施に移していくというふうなことが、資金の面からだけ考えても、こういう資金をどこから出すのだというふうなことから考えても、まずこれはできないだらうということとございまして、いま生産調整のための奨励金反当たり二万五千円程度のものを出すというふうなこともからんで、かえって逆に農民の土地の売り惜しみが助長されて、ことし売らないで来年売ろうというふうなこともなってくる。こういうふうなことになるればこの政策というものは完全に破綻してくると思えます。ほんとうに五十万トンの十一万八千ヘクタールを買い上げるといふことについて、一体どういう資金的な裏づけ——結局はもうたいたことできないから、五、六千億くらいしか国や地方公共団体で買えないから、あとは、一兆何千億あるいは坪七千円にすれば二兆四千億にもなる、そういう勘定になるものを民間デベロップにまかしてしまふんだ。あとは野となれ山となれ、どうなるかわからないようなことなのではないのか。そういう点について、主としてこの資金を一体どうするのだ、こういう点について大臣の考えを明らかにしていただきたいと思いま

本的にはこれを自由化する考え方は持つてお
りません。

長期資本に對しましては、これに反してなるべ
く自由化を積極的に行いたい、こういう基本的な
考え方を持つておられます。すでに第一次、第二次
という自由化はいたしたわけでございます。第三
次というものをいついかなるタイミングでするか
という問題ですが、これもなるべく第三次を早く
いたしたいという気持ちを持つておるのです。し
かもその第三次自由化スケジュール、この内容は
おざなりなものではなくて、かなり充実した内容
のあるものにしていきたい、こういう考え方を
持つておるわけでございます。

ただそれには、いま御指摘がありましたよう
に、国内の産業体制というものの、外資を迎え入
れる体制というものを整えなければならぬ、これ
を急がなければならぬわけでありませう。ことに中
小企業に与える影響というものがつきましても特
段の配慮をしなければならぬというふうな考えで
おるわけでありまして、外資審議会の御意見も聞
かなければならぬわけでありませう、そういう気
持ちは込めまして外資審議会にはひとつ意見を聞
いてみたい、さような考えを持つておるわけ
です。

○松尾(正)委員 時間が非常に迫つておつて、実
は二つ準備したのですけれども、ちょっと無理と
思いますので、いま大臣のおっしゃった、短期資
金については相当注意を払っていかなければなら
ない、こういうことについてはもう一回伺つてお
きたいと思つておるのです。

それから特に、最後に言われた中小企業の体制
の配慮ですね、これにはひとつ特段の配慮を持
つていただきたい。特に審議会等に十分その意向を
伝えたいという御意見でありますから、ぜひこれ
はそうあつていただきたいと思つておるのです。

それで少しここで突っ込んだ具体的な問題で伺
いたい点がありますので、これは大臣でなくて
けつこうですが、まず自由化が第一次、第二次と
行なわれて、ワク組みあるいは自由化の措置の概

略と、それからその間に問題点として論議され
た点、こういう点についてひとつ伺いたいと思つ
ます。

○農村政府委員 第一回、第二回の自由化にお
きまして、結果的に見ますと、合計で二百四の業種
が自由化されたわけであります。その中で五〇%
五〇%という新設を自由に認めることになりまし
た業種は百六十でございます。一〇〇%、これは
第二類業種になります。その業種は種目は四十
四でございます。

こういふ自由化を進めるにあたりまして
一番重要なことは対策の方向でございます。とい
うのは、日本の企業がみずからの体質改善あるい
は産業体制の整備ということを進める、そうして
産業体制の整備に即応してこれを進めていかなけ
ればならぬ、こういうことが第一でございます。
もう一つは、政府が必要な措置をいろいろとと
らなければならぬ、これが第二点でございます。
たとえば外資の進出に伴う混乱を防止しなけ
ればならぬ。それから日本の企業が外国の企業と
同等の条件で競争し得るような基礎を整えなけれ
ばならぬ。あるいは日本に進出する外国資本と
十分競争し得るよう積極的に企業の体質を強化
する、産業体制を整備していかなければならぬと
いうふうなことが指摘されたわけであります。

○松尾(正)委員 いま非常にけつこうな、企業
の体質改善、それから体制を整えるというお話が
あつたのですけれども、その問題についてもう
ちょっと突っ込んで伺いたいのです。

その前に第一次と第二次で業種のワクが広げら
れておるのです。あるいは第一種、第二種と変
わつたものもある、こういうことを聞いたのです
が、詳しくはわかつておりませぬか。変わった例
等もあつて伺いたい。

○農村政府委員 数字的に申し上げますと、第一
次のときは四十二年六月でございますが、第一
類の業種は三十三、第二類の業種が十七でござい
ます。それに対して第二次の自由化業種は百

三十五が第一類業種、第二類業種は二十業種とい
うことで、重複は若干でございますが、五〇%
五〇%の業種から一〇〇%の業種に移されたもの
が九つあるわけでございます。本来自由化を進め
る場合には、新設の企業に対して自由化をやるの
場合か、あるいは既設の企業に対して外国の資
本の導入を認めるのかどうか、あるいは五〇%
五〇%というものを原則にするのかどうか、ある
いは一〇〇%というものを目標にするのかどう
か、いろいろな問題があるわけでありませう。この間
私どものとりまいた方式は、やはり徐々に、漸進
的にこれを進めてまいりたいというわけでございま
して、先ほどの数字のいろいろな異動その他はそうい
う考慮に基づくものであります。

○松尾(正)委員 その経過はわかつたのですが、
私は第一次、第二次というよりも、むしろ非自由
化業種、ここに問題があるのじゃないか、こうい
うふうにおもいます。特に中小企業を配慮したとき
に。

それで、別な方向でひとつ、非自由化業種につ
いては現在どのくらいの数が申請され、さらにこ
れが審査の結果認可されたか、こういう点につ
いてはおわかりでしょうか。

○農村政府委員 非自由化業種とおっしゃいます
のは、自由化の対象にならなかつた業種がある、
そういうものがいかに扱われておるかという御質
問であるかと思つておる。第一次の自由化措置が行
なわれましてから本年の二月までに認可されまし
た合弁企業は約二百四十社あるわけでございま
す。外資法の制度以後、合計してみますと六百六
十社あるわけでございませう。この二百四十社の中
で自動認可ということになつたのは実は四社だけ
でございます。あとは個別審査というふうな状態
でございます。これは非自由化業種の現状でござ
いませうが、いろいろと考えさせられる数字でござ
います。

○松尾(正)委員 それで方向を、今度はひとつ積
極的に外国資本を導入したい、たとえば特殊な業
者、こういうものがあつた場合の申請認可につ
いて

て、いままで申請したものほとんど全部認可
されておると聞いておるんですが、非自由化業種
で申請したものはもう全部認可されたのかどう
か、その点についてひとつ伺いたいと思つ
ます。

○農村政府委員 いま認可の手続的な点にまで及
んで御質問があつたのでございませうが、これは一
件ごとに非自由化業種につきましては問題点を検
討しまして、外資審議会に付議をする、こういう
ことでございます。

私、伺つておりました、御指摘の中で一つ感じ
ましたことは、どの程度仕事が進められてお
るかという面もあるかと思つておるんですが、これは私ど
も、一方では自由化を進めるといふことであり、
また一方では、この自由化というものがほんとう
に日本の企業の中に必要な栄養を送り込むもの
があることは確かでございます。そういう点からしま
すれば、この事案の処理というものは迅速に行な
うといふふうには、いまでも私もいろいろ注意
してまいりましたし、今後とも私も努力をし
てまいらなければならぬといふふうにおもつて
おるわけでございませう。

○松尾(正)委員 期間はどのくらいですか。
○農村政府委員 現在かかつておる期間は、もの
によつて違つておるわけでありませうけれども、申請後
一カ月半以内には処理された案件が全体の二九%を
占めております。それが一応の数字でございます
が、自由化の実施以後はその八〇%が一カ月以内
に処理されるということ、今後の方針といたし
ましては、申請があつてから一カ月以内にとにか
く処理をするように持つていきたいと思つていま
す。

○松尾(正)委員 期間的には相当迅速化されて努
力されている模様ですが、実は各省にまたがる問
題ですけれども、申請したけれども、審査の段階
でこれは非常に不適格だといふようなこと、い
る行政指導等があつて、申請が入れられないと
いふ場合があるわけですね。その場合に、いわゆる
姿勢が官僚的だ、冷たい、むしろ投げやりだ、こ

ういうような声もしばしば耳にするわけです。これは結局、外国資本を投入してほんとうに企業を伸ばしていかうという基本理念には反するわけでありまして、こういう点についての改善策については各省で話し合わなければならぬものか、何か方策があるか、これをひとつ伺っておきたいと思ひます。

○興村政府委員 ただいま御指摘の点は、認許可を行ないます行政官庁がすべて心得なければならぬ重大な点であるかと思ひます。私もこの外資の導入に關しましては、外資に關する法律で幹事役の立場を与えられております。御指摘の点はよく注意いたしまして、いままでも事案の促進については裏表ともに遺漏のないように努力をしてまいりましたつもりでございますけれども、おことばをよく休まして、今後ともその方向にこそう努力をしてまいりたいと思ひます。

○松尾(正)委員 この点についてはひとつ各省と緊密な連絡を——これは前の議事録を見ましてもそういうことが言われておるわけです。ただ言うだけでなしに、ひとつぜひ実践して前向きに進んでまいりたい、こういうふうな要望いたします。

次は、いま大臣から言われました対応策です。この答申にもありますように、最も重点となるのは中小企業で占めるといえるわが國の企業構成です。この中で、自由化によって産業秩序、経済的なるいは社会的な混乱が起る、こういう問題であります。今日までこの答申を順守してやってきました、こうは言ってきたおきすけれども、現時点ですでにいろいろ問題があるわけですね。たとえばまずコーラが入ってきたときの飲料界、それからこれはまだ決定してありませんが、北海道農協とジャガイモ加工の提携の問題、さらにアメリカのハ社の上陸と丸紅との合併による既製服の問題、それから教育用のスライドの合併の問題、時間があるから全部はあげられませんが、食料業界、製菓業界、それから被服業界等、非常に問題があるわけですね。こういう問題につきましても、一面外資を導入して資本力を強

め、技術力あるいは設備を改善してぐんぐん伸びる、これはまことにけっこうなことなんですけれども、いわゆる中小企業には同業関係が多いわけですね。たとえば一つコーラが入ってくるると零細な飲料業界ではばたばたと倒れちゃう。それから織物でいへば二、三の業種がぐつと技術的に伸びる、設備を改善するけれども、ほかのものが非常に大きな影響を受ける、こういう産業秩序の混乱、社会的な混乱、こういうことを考えましたときに、この協業化あるいは國のいろいろな角度の力強い財政援助を整えてからでなければ、せっかくの外資を導入して産業技術を大きく伸ばしたいと、こう考えておいても逆効果のほうが多いというのを非常におおられるわけです。そして、大蔵大臣からもそういう体制を準備するといふ力強いことばは聞いたんですけれども、具体策について非常に問題がある、こう思うわけですが、これらも結局各省にまたがるので、大臣から聞くのはちょっと、とは思ひけれども、ひとつ決意をここで何っておきたいと思ひます。

○福田國務大臣 先ほど松尾さんから、どうも審査事務が冷たいというふうな御批判もあつたんですが、そういういわゆるゆえんのもの、その認可の波及がどういふふうになっていくかというふうなことを考えると、おのずから各省においては慎重にならざるを得ない、こういうふうなこともありまして冷たいというふうな感じも与えるかとも思ふのです。いま中小企業につきましては、とにかく中小企業振興事業団あるいは協業化助成とか、いろいろな手を尽くしまして、これが体質改善、合理化、近代化の措置をとっておりますので、そういう方面の対策等が浸透する、それとよくにらみ合わせながらこの施策を進めていくべきものである、このように考えております。

○松尾(正)委員 ことばを返すのじやないのですけれども、結局審査が慎重である場合には、これはけっこうだと思ふのです。そうじゃなくて、非常に不親切という面も、これは大臣の耳にまだ入っていないものがあると思ひますので、そういう

う点の姿勢だけは——ここで九人の親切があつても一人の不親切があると全部だめだ、こういうことになるので、その点を申し上げているわけでありまして、ひとつお願いしたいと思ひます。それから、いま近代化その他いろいろあつて、手を打っていきたいということですが、結局資本自由化、資本投入の場合の一番問題点は、何といつても私は対応策が根本条件だと考へるわけですね。しかし、いま大蔵大臣からは、配慮するし、いろいろ機構も整っているというお話ですけれども、ずっと予算委員会、この中小企業対策等についてはいろいろな面でもやりとりが行なわれております。このやりとりを見ても、努力する、検討するということばだけで、ほんとうの具体的な対策はなくて、行き詰まり状態だといふ感も深くするわけです。さつきあげた資料をもう少し詳しくあげてみますと、こういう点がはつきりするのですが、時間の關係でそれは省きますけれども、現状でも苦しんでいる企業に、最初申し上げましたようにますます——さつき大臣の話ですと、これを早く進めていきたい、こういう話もありましたが、よほど慎重にやっていたかないと、混乱が起る、こういうことを考へます。したがって、國民は自由化という問題が起きているだけで、ちょうど繊維の自主規制の問題で合線界が大騒ぎをやっていると同じような状態がすでに起きていることを考へて、ほんとうにこれは決意を以て臨んでいただきたい、こう思ひます。これは要望しておきます。

それから、もう時間がなくなつてしまつたので、第三次の自由化の方向、これについても早く進めたいというお話であります、具体的に如何に当然早急に審議会に答申を、大事な問題ですから、求めなければならぬと思ひますし、さらに自由化のワケ組み等の問題についても早急にきめていかなければならぬと思ひます、審議会に諮問をする時期、あるいはそのワケ組み等に関するごまお考へがあるか、この点を伺っておきます。

○福田國務大臣 まだ、第三次につきましては関係各省との間でこれをいつやるか、見当をつけておりません。これから関係各省と打ち合わせをしまして、外資審議会等の御都合も伺ひまして審議会に付議したい、かようなスケジュールであります。

○松尾(正)委員 もう一つ財投について準備してあるのですけれども、時間がたいぶおそくなつてしまひましたし、ここで切りをつけたいと思ひます。

いづれにしても、先ほど述べたように、國民的な大事な課題だと思ひますので、第三次自由化の方向については、行き方については、基本的な議論でありますけれども、ひとつ慎重に配慮して、そしてこの問題について繊維問題等のような事態が再び起きないように、こういう前提で取り組んでいただきたいということを強く要望いたしまして、財投の問題については次の機会に譲りまして、以上で終わります。

○春日委員 まず最初に、大蔵大臣の所管は、金融から税制、たゞいま審議されておつた外資から証券から、理財から固有財産、税関まで、ずいぶん広範にわたつておる、のみならず、その一つ一つがいづれも國政の根幹に觸れる重大な問題ばかりでございます。したがって、本委員会はそれらの諸問題について、政策審議、論議を十二分に尽くすことにより、初めてその職責を果たすことができると思ひますが、しかし、現実には大蔵大臣というのが予算委員会にとられてしまつて、大臣が本委員会に出席されることはほとんど不可能な状態といつても過言ではない。すでに國會が召集されて一カ月有半を経過いたしますけれども、大臣が實質的にここに出席されて、われわれの質疑に回答される機会が、かつて一時間ぐら

いあつたが、きょうが二時間というふうなことで、しかもかくのごとく深夜にまたがって時間のきれ端みないな形、こういうふうなことで、實際このような國政の根幹に觸れる大問題を十二分に与野党間で審議を尽くすということが不

可能であるか、この点を伺つておきます。

○福田國務大臣

可能である。まさに国民の損害は甚大なものであると思うが、みずからの責任に省みて、かつはこのような実情をごらんになって、あなたの所見は一体どのようなものか、この際その点をお述べ願いたい。

○福田国務大臣 どうも大事な大蔵委員会になかなか時間がさけない。まことに私としても残念に思っている。これは百も御承知のように、同時に予算委員会が並行されてきている、こういうことでまことにやむを得ないことだと思いますが、私もまた、委員長からお呼び出しがありますれば深夜なりとも参上いたしますので、何とぞよろしくお願いたします。

○春日委員 私は皮肉でもいじわるを言っているのでもなくて、現実の問題として論じなければならぬ、政府と国会とのこの議会の場において論じ合わなければならぬ問題は、特に本委員会においては山積をいたしていると思う。ところがそれを論ずるにあたって、当該責任者である大臣がほとんど不在であった、求めてもなかなか出席が得ないというこの院の構成、これは政府も含めて、われわれ議会側においても十分再検討を加うべき重要な問題ではないかと思っております。あなた自体も自民党の最高幹部の一人であられますし、かつはしばしば大蔵大臣の重責を持たれておいて、その点の判断は的確なものがあると思う。どうかひとつ、こういうような大蔵委員会の機能がまさに空洞化されているというこの現実にかんがみて、何らかの改善策をとられるようにまずもって要望いたしておきます。

まさに私の質問は二十五分なというような何とも問題にならぬ短時間で、電報のように質問をしなればならぬが、それでは電文で質問をいたします。

財政制度の改革について問う。本年度、四十五年度の財政に与えられております最大の課題は、何といつてもこれまでの高度成長の情性にストッブをかけて、適正成長への新路線を切り開くことにあると思われる。そのためには、政府の予算編

成のあり方についてもいまや再検討を行なうべき段階に来ているのではないであらうか。すなわち、現在の国の予算を經常経費予算、それから国民福祉予算と、それから公共事業費予算と、この三つに大分類をして、その三つのうちの二つ、すなわち国民福祉予算と公共事業費予算、これについてはおおむね向こう五年ぐらいの長期的展望の上で立てて財政計画を立てて、そうしてその財政支出の内容と規模、それからその財源調達の方途等を明記して、それをまず国会に出す。そうして予算は、そのような長期計画に即して、あるいはこれを尊重して、そうして毎年度の予算を立てる、こういうような方向へ持っていくのでなければ、単年度予算がその年度ごとに前後の關係なく、といつては語弊がございするけれども、立てられていくという現在の制度は、この高度成長を安定成長、適正成長に切り開いていくことのためには、そのような制度の改善、改革が必要ではないかと思われ、この点についての大蔵大臣の所見はどうでありますか。

○福田国務大臣 御説は私もその趣旨においてはそれとおりに思っています。ただわが国は憲法が、これは単年度主義というたてまえてきておりまして、ですから、形式上は単年度主義をどうしてもとらなければなりません、現実的にはなるべく長期の展望ということが必要になってくると思っております。そういうようなことで、公債を発行いたしました四十一年度予算のときから、投資的経費と、それから非投資的経費、つまり經常費です、いま春日さんのおっしゃる福祉予算と經常費を一緒にしたものですね、これとは実際上は区分をいたしましたとして、そしていろいろその財源等についても考えてみる、これを形式的な意味において実行することはできません。そこで、特に投資的経費につきましても、たとえば治山治水何かな年計画とか、あるいは道路五カ年計画でありますとか、今度は海岸何カ年計画というふうな長期計画を立てて、それを見ながらこの予算の運

営をやっていくという、こういうたてまえておきます。御趣旨はまことにそれとおりで思っています。

○春日委員 いまそういうような何カ年計画というふうなもの、住宅何カ年計画というふうなもの、道路何カ年計画というふうなものがあるけれども、それは、政府がもつら部内においてそういうものを目安として立てられておるといふだけで、国会との有権的な意味において、私はこれはない。そういうような意味において、私はこれを大体三つぐらいのものに分けて、そうしてこれを長期財政計画として国会に提出する。国会に報告をして、みずからのその方針を明らかにしておいて、これを一個の歯とめとして、その長期計画に逸脱するような単年度予算の編成というものは大きく制約を受けるといふ、そのような新しい制度をここに取り入れていくべきではないか、こういうふうに考えるのですが、そういうような長期計画を立てることは憲法が何もしないところではないし、またそのことが単年度予算の編成を何も制約するものではないかと思う。しかも、このような高成長、しかも向こう五カ年間にさらに高度の成長がなされていくという現状にかんがみて、このことはことさらに必要なきやぎりの段階に来ているのではないか、こう考えておりますが、いかがですか。

○福田国務大臣 やはりできる限り長期的な展望というものを、それをならみながらその年の財政運営に当たっていくんだ、そういう考え方は私は正しい考え方だと思っております。ただ、それがどこまで一体できるか、そこら辺に問題はあろうかと思っておりますが、お気持ちには私は理解もできるし、また賛成です。それはどこまでいきますか、その辺を詰めてみるという、そういう問題かと思っております。

○春日委員 幸い御共鳴が得られるというふうな方向であると思っております。いざいざにしても、あなたもその責任者であられ、かつは党の内外の有力者であられるから、とにかくそういう方

向に向かつて誠実な改善、改革を、ひとつあなたの力でやってみてほしいと思っております。これはひとり私の即興的な思いつきでも何でもありません。それだけの權威者がかねがねこういうような説を強く提唱されておることにもかんがみまして、ぜひともその実現方について御努力をお願いしたいと思います。

次は、重要基幹産業についてこれの対策をお伺いをいたしたいと思っておりますが、先般も大臣がここで述べられておりましたけれども、向こう五年間に一、二%の成長を続けていけば、現在の日本の経済というものが新しくもう一つできるのだと述べられました。その場合、その人手をどうするのだ、あるいは資金をどうするのだ、あるいは輸送運搬をどうするのだという問題ではないかと、これはとても手をつけられない問題ではないかと、捨てておけば日本経済ははたと大きな壁に行き当たる。そうしてその衝撃を崩壊するおそれなしとしない、大きく危険信号を発せられておりました。

そこで、そのような、わが国経済を過熱せしめておる最大の要因は何であるかということになってまいりますと、これはいろいろございします。あります。分析をしてみれば、その最大のものは、結局は民間の設備投資ではあるまいか。すなわち、民間設備投資が先行することによって、その所得が結局消費を生んでいく、こういうことであることを考えますと、いまや世界経済の動向をながめてみても、すなわち社会主義経済が自由化の要素を取り入れていく、自由経済に社会化の要素が導入されていくという、こういう情勢にかんがみて、わが国経済の中にも、やはりある種のコントロールを加えていくべき必要な段階に来ているのではないか、こう考えるわけでございます。

もとより景気調整のためには財政、金融あるいは税制等によってコントロールの手はあるではございまいしょうが、しかし現実には、一・七%の法人税を引き上げたり、金融の窓口を規制するだけでは、その実効、効果があがらない。現実に昨

年度のこの当初見込みと実質との乖離の実態を調査してみますと、企業における設備投資は当初見込み伸び率が一六・三%であったものが、実質伸び率は二六・二%になっておるといふ。どんなに金融引き締めをやったところで、またあんなに大いに警戒の理論を警告的に述べられたところで、経済のメカニズムはその惰性というものがあって、かくのごとく当初見込み伸び率よりも五割も大幅に伸びてしまつておる。このような現状にかんがみて、これは設備投資の計画化、これを何とか法律によつて裏づけるの必要はないかと思はれるが、大臣の所見はいかがでありますか。

○福田国務大臣 私も、財政、金融、つまり経済の一つのかじをどういふふうにとつていくか、どういふことをやつていく上におきまして、どうも財政でも限界がある、金融でも限界があるという事は、これは痛感します。そのもとを正さざれば末正しからず、そういうふうには思いますが、そのもととは何ぞやという、これは基幹産業の設備計画、そういうところにあるであろうというふうに思ふのです。しかし、これを法的に統制していく——昔の資金統制法というふうな考え方になるわけですが、これはまたその運営が非常にむづかしいかろうと思ひます。そういうようなことか、政府におきましては、いま今日の時点では経済社会発展計画、五年ないし六年というふうなところをとらえまして一つの展望をつくる、その展望を見ながら行政指導に關係各省が当たつていく、こういう仕組みをとつておられますが、その仕組みを合理化していくというふうなやり方が一番實際的じゃないかというふうな考へるのです。これを一步進めると法による資金調整、こういうことになりませんが、これは戦時中のあの経験で、きわめて不十分な効果しかあげ得なかつたということとをわれわれは体験をいかしておるわけですか。これを法的にそういうふうなことをするかどうか、これはなほ慎重な考慮、検討を要する、かように考へます。

○春日委員 もとより、画期的な転換を求めるところでございますから、慎重な検討はむろん必要でございます。けれども、そのような概念に基づく法の制定が企図されたことはかつてございませぬ。たしか貴殿が幹事長時代であられたか、そのもと前であつたかと思ふが、例の特振法というものもございしたね。あのときは特定産業振興特別措置法でございしたか、特に重要基幹産業についてはある種の国家調整を加えていく必要があるであらう、こういうことを提案をされまして、当時は財界の猛烈な反対があつて、機運成熟せずしてそれは廃案になりました。けれども、そのようなポリシーは、すでにして五、六年前にその必要性が政府部内におきまして痛感せられた、そのような法律案が国会に提出されたことがあるのでございます。

われわれはここで考へなければならぬことは、いま大企業というものが、あるいは重要基幹産業なるものが国民経済に、また国民生活に与える影響力というものは非常に強大なものになつておると思ふのでございます。なお、私企業というものは客観的に見てみますならば、それはやはり利潤動機のみを基本にしてそうして企業の意思を決定するというようなことは、もうその時期を過ぎておる、その限界を越えておると思ふのでございます。

この間ある資料を調べてみた中でびびくりしたことは、三井物産株式会社、それから三菱商事株式会社、三井物産株式会社、それから三井物産株式会社の自己資本と他人資本の比率を調べてみたのであります。自己資本はたしか三井物産は五%かれこれのものである、借り入れ資本が九五%である。三菱も大体その程度のものでございした。まさにピープルズキャピタリズムの時代が現実に来たおるのである。九五%が他人資本であり、その資本というものをたどつていけば、これはあるものは社債であらう、あるものは銀行からの借金であらう。借金のもとには国民の預金である。さらに、松下産業なんかの株も、これまたオーナーである松下山さんが持つておられます。

株も三〇%前後のものではあるまいか、七〇%はこれまた大衆に開放されておる株である。だから、現在の企業構成というものが、そのよるなピープルズキャピタリズムの立場に立つて構成されておるのだし、さらに大きなことは、まず財政投融資、さらにはまた租税特別措置法、いろいろなもの、国家の助成が大幅になされておるのである。そういうような企業に対して、これが国民的規模でコントロールがされるということ、それはかつての戦争中の官僚統制の概念とは全然違ふものであつて、これは現代経済社会においてはむしろ世界の動向にも即したあり方であると思へます。このことについてはぜひとも踏み切るべき段階ではないであらうか。

いま大臣は、そういうようなことをやらなしていったほうが、と言われておりますけれども、そのようなやり方で実効、効果があるものであればそれもよろしからん。けれども、現実にはあなたがどんなことを言ったところでそういう結果にはなつていないのです。あなたのほうで政府部内で幾つかの計画を立てられるけれども、その実績を振り返つてみますと、結局いまここにあげておられますように、そんな結果にならない。一割や二割の違ひならばこれは見込み違いということもあるが、結果は五割も違つてしまふのです。

こういうような情勢にかんがみて、自由経済のメカニズムというものはそれ自体がこのような成長すれば成長するほどそのバイタリティーがそういうものを過熱せしめるとか、さらに加速度的な威力を加えていくとか、そのもの自体にそういう傾向があることにかんがみまして、いまこそ何らかの公共的調整というものが必要不可欠の段階であり、そのことを行なうこととしては、適正なる成長へ新しい道を開くという、当面する財政上の最大の課題を解決することはでき得ない、こういうふうな思ふのだが、いかがですか。

○福田国務大臣 重要産業にはそれぞれこれを規制する法律があるわけなんです。そういう法律が管理統制までいつておるかというところまでではない。ないが、これは所管省で気をつけますればその法律を足がかりとしまして調整はできるたてまえになつておると私は思ひます。その調整がうまくいかないと問題が実はあるわけなんでありまして。それを法的なものにした場合にはたしてうまく設備調整がいくのかという、それはまたそこに一つ大きな問題があるんじゃないか、そんなふうにも考へられるのであります。非常に基本的な、産業体制に対する核心的な御意見でありますので、私もおとくと検討してみたいと思ひます。

○春日委員 大臣が述べられておりますことは、言うならば行政指導とかなんとかいうようなことで効果を期待したいものだというふうなことに尽きるところであります。厳密に言いますと、少なくとも立憲法治国においては法律によらざれば、行政指導などということの限界もおのづから定められておると思ふのです。法律なくしてむやみな行政指導をすることは越権行為である。したがつて、ねえねえことばでやさしく指導しておれば相手方が言うことを聞かない、言うことを聞かない結果、なるようにしかならない、こういうことなんです。たとえばあなた、昨年あの予算をここに提出されたときには、やはりこれは景気調整予算だと言われた。しかし結果的に見ますと、景気を刺激してしまつて、景気刺激予算の結果があらわれまいてきておる。そういうふうな刺激要因となつてきたのは、民間設備の当初見込み率一六・何%というものが二六%にも伸びてきたことなどがそのような牽引力になつてきたと思ふのでございます。だから、立憲法治国では、結局は法律によらなければ国家はむやみに経済に干渉することは許されなかつた、許されるとしてもその限界はきわめて微弱なものである。そのことにかんがみて私は、統制というとか何かいやな連想が伴ひますけれども、あつた限り社会管理というか、国民管理というか、現在そういうふうな資本構成、企業構成になつておることにかんがみて——現在とは

管理統制までいつておるかというところまでではない。ないが、これは所管省で気をつけますればその法律を足がかりとしまして調整はできるたてまえになつておると私は思ひます。その調整がうまくいかないと問題が実はあるわけなんでありまして。それを法的なものにした場合にはたしてうまく設備調整がいくのかという、それはまたそこに一つ大きな問題があるんじゃないか、そんなふうにも考へられるのであります。非常に基本的な、産業体制に対する核心的な御意見でありますので、私もおとくと検討してみたいと思ひます。

にかく昔のように資本家と労働者だけで企業が成り立ったものではなくして、資本家もあるであらうけれども、その資本家といったところでそれは水に映った月影みたいなもので、実際は、まことにその実体ははかないものだと思うのですよ。すなわち、資本家がある、労働者がある、管理者がある、消費者がある、国家の介入がある、外部に無数の下請がある、そのような国民的規模で基幹産業が行なわれておる現実にかんがみて、その管理が国民的規模で行なわれるように持つていくということは、これは私はきわめて当を得たものであるのみならず、そうせなければならぬ段階だと思ふ。そういう意味で、ひとつこの問題について十分御検討をお願いいたします。

それにいたしてもこれはまた時間が来てしまったのだ。何ということでしょうかね、これは。私は大臣が来られるというので三日間も勉強した。それで二十五分しか質問ができない。しかもこのような、お聞きになっても御理解願えると思ふが、国政の少なくとも政策上の根幹に触れる大問題を立ち話で終わらねばならぬ。あなたに再びここで相まみえる日はいつの日か、まことに慨嘆にたえない。大いにこの大蔵委員会の機能を確保することのために、各党とも大いに御検討あらんことを強く要望いたしまして終わります。

○毛利委員長 次回は、来たる十日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十三分散会

昭和四十五年三月十三日印刷

昭和四十五年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局